

地名 散歩

第13回 新田という地名

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東京府北多摩郡小平村大字野中新田与右衛門組。西武新宿線花小金井駅の設置時の所在地である。現在では小平市花小金井一丁目と称しているが、この町名は市制施行の昭和37年(1962)を機に駅名にならって命名された新しいものだ。花小金井は「造語」らしく、昭和2年(1927)に開通した西武鉄道が、南に約2キロ離れた花見の名所である「小金井の桜」への最寄り駅をアピールして乗客増を意図したのであろう。

与右衛門新田だけでなく、かつての武蔵野台地には新田と名のつく地名が非常に多かった。それらの多くが享保の改革で新田開発が奨励された時のもので、野中新田与右衛門組もそのひとつ。もともと野中新田は江戸の穀物商・野中屋善左衛門の出資で享保9年(1724)に幕府の開発許可を得た。規模が大きかったので同17年にそれぞれの名主の名をとって野中新田善左衛門組、野中新田与右衛

門組、野中新田六左衛門組という3つの新田に分割されたものである。

新田といっても武蔵野に開かれたのは畑であるが、同じ都内でも隅田川と江戸川の沿岸に開かれたのは主に水田であり、こちらも現在の江東区あたりには非常に多かった。その一部である旧南葛飾郡砂町には八右衛門新田、久左衛門新田、治兵衛新田、荻新田、又兵衛新田など多くの新田地名があり、これが大正10年(1921)に一斉に「新田」を外され、その後、昭和7年(1932)に東京市が周辺82町村を編入して大拡張された際、八右衛門→北砂町一丁目、久左衛門→北砂町二丁目、治兵衛→北砂町三丁目、荻・又兵衛→北砂町六丁目など大々的に変更されている(北砂町・南砂町は昭和41～42年に行われた住居表示実施の際に北砂・南砂・東砂・新砂に分割再編成)。

これには編入当時の東京市が新市域の町名に関して定めた方針が反映されている。東京



新田地名が目立つ旧新田村(右)と市制施行後の町名(左)

1 : 25,000 地形図「越谷」昭和24年修正(右)、「越谷」平成8年部分修正(左)

市が昭和9年(1934)に発行した『東京市域拡張史』の新町名設定の項を見ると、新町名は原則としては旧大字・小字の名称をそのまま用いるとしながらも、「町村の字名には冗長なるもの、旧套にして判読に苦しむもの、例へば東湿化味、出子谷ツ(練馬町)西柿蓋耕地(江北村)不入斗(入新井町)等の如き、又農耕地を想起せしめるが如き時代後れの名称、例へば太郎兵衛耕地(砂町)弥五郎新田次郎左衛門新田(綾瀬村)長右衛門新田(東淵江村)等大都市に不適切なるものが多々あつたのであるが、此等のものは凡て整理され」るに至ったという。

これは行政の側からというよりはむしろ、サラリーマン階層が急増していた当時の東京市隣接町村の「市域に入ったからには、それなりの都市的町名がほしい。いかにも田舎っぽい町名は嫌だ」といった意向が強く反映されたのではないだろうか。戦前の行政といえどとかく「上意下達」的なイメージで捉えられがちであるが、実際には地元の要望を真摯に聞いてそれを可能な限り反映させる対応が行われている。

ついでながら、引用文中の「太郎兵衛耕地」は「太郎兵衛新田」が正しい。「耕地」の付く地名は小字が圧倒的で、特に足立区には沼耕地、沼向耕地、栗原前耕地、細田耕地(興野)など膨大な数の耕地地名があった。しかしこの周辺では大字名が町名となったので編入時に自然消滅している。

農地関係の地名を嫌う傾向は戦後になっても受け継がれた。たとえば埼玉県草加市北部の東武伊勢崎線(スカイツリーライン)に新田という駅がある。駅名の新田とは合併前の旧村名(北足立郡新田村)で、その名の通り駅の周辺にはかつて新田の付く地名が目立った。

昭和24年(1949)修正の地形図によれば^{きんろう}金右衛門新田、^{くざえもん}九左衛門新田、長右衛門新田、新兵衛新田、清右衛門新田、善兵衛新田の地名が主に駅の西側に集中している。ところが現在のこの地域では新田が付くのは駅名だけで、すべて新しい地名だ。九左衛門新田を除く5つの新田が旧地名の頭文字を1文字採って次のように創作されている。

金右衛門新田	→	金明町
九左衛門新田	→	旭町
長右衛門新田	→	長栄町
新兵衛新田	→	新栄町
清右衛門新田	→	清門町
善兵衛新田	→	新善町

平成22年(2010)に政令指定都市となった相模原市も同様で、現在市役所やJR横浜線相模原駅のある中央区の一部を、かつては清兵衛新田が占めていた。こちらは境川北側の武蔵国小山村の豪農・原清兵衛が天保11年(1840)に隠居した後、かねてから計画していた相模野の開発を代官に出願、同13年には開墾許可が下りたものである。

こちらも都市化とともに徐々に面積を減らしていく。昭和39年(1964)にはその一部が相模原や中央といった町名に変更されたが、同時に清新という地名も出現する。見ての通り清兵衛新田の短縮形で、こちらは現在も健在だ。しばらくは並行して清兵衛新田が南橋本駅の付近に残っていたが、昭和49年(1974)に清新と南橋本に分割されて消滅している。

高層マンションが建ち並び、リニア新幹線の駅ができそうなこの地域を見たら、天上の清兵衛さんはどんな感慨を抱かれるだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 675
2013 April



表紙写真
「始発列車」

第27回写真コンクール銀賞
田崎 実●福岡会

地名散歩 今尾 恵介

03 FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第5回 災害時におけるVGIの活躍

日本大学生物資源科学部非常勤講師(元(社)日本測量協会GIS研究所) 平田 更一

07 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第12回 オンライン登記申請の現在、そして未来(2)

オンライン登記推進室 委員 中原 照泰

11 静岡県土地家屋調査士会志太支部 『表示板設置事業』～事業完了によせて～

静岡県土地家屋調査士会 志太支部 理事 田中 裕之

13 土地家屋調査士が保有する 業務情報公開システムの構築に関する説明会

15 東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～ 第一部 被災体験を聞く

18 「地籍シンポジウム in 滋賀2013」開催報告

滋賀県土地家屋調査士会 西村 和洋

20 四国ブロック ADR研修会の報告

22 我が会の会員自慢 VOL.15

神奈川会/鳥取会

25 ネットワーク50

島根会/神奈川会

29 法務省保護局よりお知らせ 法務省保護局公式 ツイッター始めました！

30 会長レポート

31 会務日誌

33 ちょうさし俳壇

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 土地家屋調査士新人研修修了者

近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック

38 国民年金基金から

40 公嘱協会情報 Vol.100

42 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第5回 災害時におけるVGIの活躍

日本大学生物資源科学部非常勤講師(元(社)日本測量協会GIS研究所) 平田 更一

要旨：国内における災害時のボランティア活動の嚆矢は、1995年に発生した阪神淡路大震災といわれている。大震災時において、行政からの救援、支援活動が行き届かない状況にて、そのサポート部隊としての活躍が評価され、その後の自然災害発生時にGISのボランティア活動が報告されるようになった。筆者は、東日本大震災におけるVGI (Volunteered Geographic Information)の活動について取材し、まとめたので報告する。

1. はじめに

1990年代に入って、ハードウェアの性能や通信回線の機能向上に伴い、GIS (Geographic Information Systems: 地理情報システム)はそれまでプラットフォームとして利用されてきた、EWS (Engineering WorkStation)からPCへ移行しつつあり、さらにそれまでStand-alone環境で使われてきたシステムが、LAN (Local Area Network)を用いる、あるいはインターネットを介した開放型システムを用いたシステムへ進化した。

例えば、自然環境システムの中では、市民が観察した珍しい動植物の生息地点や季節ごとの動物の飛来地点を地図データと重ねて報告するシステムなどが出現した。行政の中では、施設管理システムの中で、インターネットで施設の管理状況を報告する、あるいは照明灯や防護柵などの道路付属物の欠陥を位置情報と同時に報告するシステムも開発された。

しかしながら、ハードウェア、通信回線の性能向上もあったが、なお日常的に使いこなす、あるいは遅いレスポンスに耐えながら使用する制約を有しながらのシステム運用は、システム全体の中では障害ともいわれ、普及は進まなかった。

インターネットが普及したのは、通信回線の機能がさらに向上するとともに、スキャナーの高精度化、GPSやGPS付カメラが市場に出てきた1990年代後半から2000年代前半である。既成の地図を数値化する、あるいは位置情報を容易に取得できるGPSの精度向上とともに基盤情報として数値地図データが廉価で購入可能となったことも、Web型GISの普及(インターネットを利用したGISをW3C

の技術公開によりさらに使いやすくなった)を促進したといえよう。

2. PGISかVGIか？

国の内外を問わず、1990年代後半に入ってWebGISあるいはWebMappingシステムが普及するとともに、Trevor Harris and Daniel Weiner (1966)¹⁾がNCGIAで開催した「地理学は社会へどのように貢献するか」というワークショップの中でPPGIS (Public Participatory GIS :個人参加型GIS)を定義し、新たな可能性への検討を行った。NCGIAのグループは、その後新たな研究者を加えて、PGIS (Participatory GIS :参加型GIS)との区別はなくなった。アメリカ国内では未だにPPGISとPGISを明確に分けて用いる研究者もいるが、日本国内における紹介では、参加型GIS、あるいは個人参加型GISを区分しないで使われている。個人参加に重きを置くか、ボランティアグループ間での情報共有に重きを置くかくらいの違いしかないといえよう。アメリカにおける参加型GISの本格的な出発は、9.11の同時多発テロ事件の際、GISのハードウェア、ソフトウェアベンダーが技術者を派遣し、膨大な主題図の作成を開始したのが始まりである。GISは、次の目的で使用され、非常に効果があったと報告²⁾されている。

- 1) オーバレイ機能による状況把握
- 2) 救援作業におけるサポート及び二次災害防止
- 3) 三次元データにおける視覚化・容積把握
- 4) プルーフ・モデルによる空間解析

このような動きに対し、Michael F. Goodchild (2007)

を中心とするグループは、さらに個人参加を強調した、VGIを提唱した。彼が発表した原稿のテーマは、「Citizens as sensors : the world of volunteered geography (センサとしての市民)」という刺激的なものであり、GISのベンダーであるESRI社 (Environmental Systems Research Institute, Inc.) の社長のJack Dangermondも参加し、VGIを次のように定義した。「Volunteered geographic information (VGI) is the harnessing of tools to create, assemble, and disseminate geographic data provided voluntarily by individuals」

このグループの考え方は、主としてボランティアの活動により地理情報をインターネット (Web技術) により共有するという考え方が主流となり、OSM (Open Street Mapping) に受け継がれた。例えば、日本のOSMのホームページ³⁾は、「誰でも自由に参加して、誰でも自由に編集でき、誰でも自由に利用する事が出来ます。」と、個人が地理情報を作成することを奨励している。

Goodchildは、伝統的な市民科学と素人集団の違いがあるということでVGIの必要性を強調しているが、GISの理論家は「PGISは権利拡大を強調し、VGIは動機づけに集中する。PGISはコミュニティ全体の入力を求めるが、VGIは個人の自主性を求める。PGISは、地理的なコミュニティを形成する、VGIはサイバースペースの中で活動する」という違い⁴⁾を述べるくらいである。

3. 日本におけるGISボランティアの歴史

前述した阪神淡路大震災発生時においては、GISは有効な利用という報告は少なかった。復興期における瓦礫処理に履歴管理に使われたという報告があったくらいである。

地理情報が有用という評価を得たのは、復興期においてデジタルデータを所有した地方自治体が、復興計画の地元説明会やインフラ復興において災害前の施設確認等に有効であったという報告から空間データ基盤の必要性が強調されるようになった。

2004年の中越地震において、デジタルデータを利用した「り災証明」の発行が試行的に行われ、さらに2007年の能登半島地震において意識的に災害GISボランティアグループが結成され、ボランティ

アの配置から救援・支援物資の輸送等にも利用されるようになり、GISの有効な利用というのが高く評価された。これらのGISグループの中心的な機能を発揮したのは、にいがたGIS協議会である⁵⁾。

さらに、2007年に襲った中越沖地震では、新潟県庁舎の中にEMC (Emergency Mapping Center) が結成され、ハードウェア、ソフトウェアおよびGISの技術者がボランティアとして集結し、復旧状況を可視化して、県知事がマスコミに発表する資料として利用されるとともに、被害の大きかった柏崎市などでGISを用いて「り災証明書」を実務として発行し始めた。これは、にいがたGIS協議会と新潟大学の成果である。

中越沖地震における災害GISボランティアの活動が、本格的なスタートであったといえよう。

4. 東日本大震災におけるVGIの活動

東日本大震災においては、2011年3月11日の災害発生当日からGISボランティアが活動を開始した。数量的なものは把握が困難であるので、地理情報システム学会の学術講演会における報告などを参考に、次の三グループの活動を紹介する。

(1) EMT (Emergency Mapping Team)

このチームは、中越地震、中越沖地震発生時に災害ボランティアの指導を行った林京都大学防災研究所教授のグループである。

次の三種類のメディアを介して状況把握、救援・支援活動状況、復旧活動などを公開した。

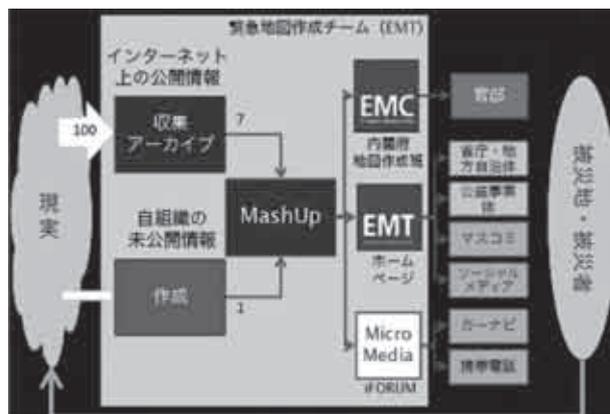


図-1 EMTの機能位置図

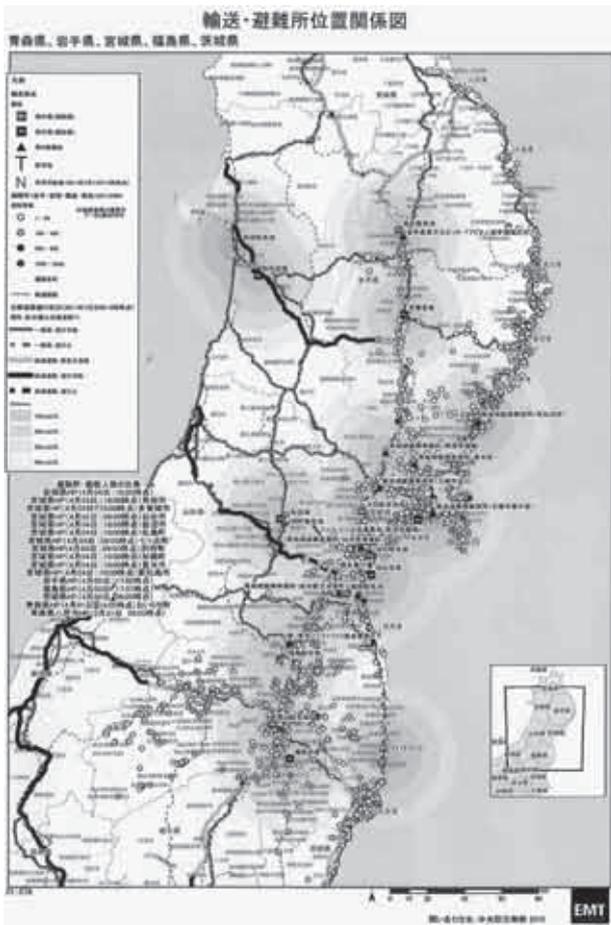


図-2 EMT作成の輸送・避難所位置図

- 1) 静的マップ…市町村のホームページなどからデータを収集して被害の統計、救援活動状況を可視化
- 2) 動的マップ…基盤地図をホームページで公開し、ボランティアが現場で収集した被害状況、復旧情報を重ねて表示する
- 3) 道路通行実績マップ…ITS ジャパン、国土交通省の通行実績、通行不能区間情報をリアルタイムに表示する

EMTは、次のような目的を明確に有したグループであった。

- ・国レベルでの広域的な状況認識のための情報の地図による可視化
- ・都県レベルでの活動の調整に必要な情報の地図による可視化
- ・緊急性・重要性が高い現場での活動を支援する情報の地図による可視化

このグループは、内閣府の建物の中に拠点を設け、メーカーからハードウェア、ソフトウェアの供給を受け、ボランティアが地理情報の入力、編集を行ってホームページで公開するとともに、マスコミへ情報を提供した。内閣府における活動は1か月余で終了し、その後はインターネットを介したボランティアから情報提供を受けて、マッシュアップ(Mash Up)により情報蓄積と公開を継続している。

(2) ALL311

このグループは、(独)防災科学技術研究所が中心となって結成されたボランティアグループであり、約250人のボランティアが集まったという。このグループの情報収集はボランティアから座標付のExcelデータを管理者が受け取り、データの確認を行って基盤地図に重ねて表現する手法をとっている。また、初期画面を見ると分かるように、すべてがGIS(地理情報)で表現するのではなく、テキストデータをも集約し、ホームページで公開していることである。



図-3 ALL311の基盤地図データ



図-4 ALL311の初期画面

(3) sinsai.info

OSMの流れを受け継いだのが、このグループである。Excelデータを可視化する他に、インターネットを利用して、OGC (Open Geospatial Consortium)の手法であるWFS (Web Feature Service)、WMS (Web Map Service)を用いて被害、救援の状況を基盤地図と重ねて表現した。最も多い時は約600人ものボランティアから情報が寄せられたという。

このグループも地理情報のみならず、テキストデータも受け取りホームページに公開している。

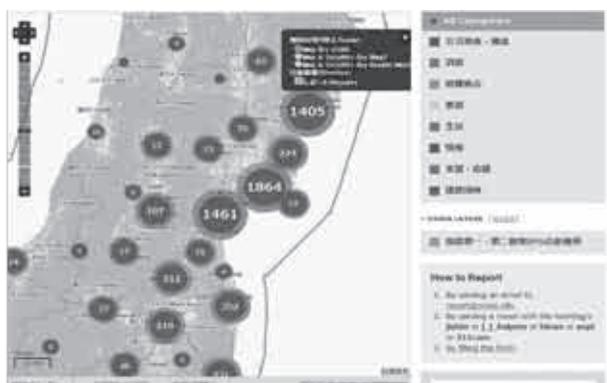


図-5 sinsai.infoのCrisis Mapping

5. おわりに

災害GIS ボランティアの活動を報告したが、上記の三グループ以外にも現地で情報収集、ホームページで公開しているグループは数多くあった。これらのグループの活動の特色をまとめると次のようになる。

- 1) 迅速なスタート…前述した三グループは、災害発生の当日にホームページを立ち上げるなど、活動開始が非常に早かった。
- 2) 大量のデータを公開した…多くのグループが画像データ、ベクトルデータともに公開するなど大容量のデータを収集し、公開した。
- 3) 最新技術による公開…WMS、WFS、クラウド環境による情報公開を行ったこと。
- 4) 膨大なマンパワー…三グループのみの合計でも、1000名を超えるボランティアが結集し、データ入力から編集を行った。
- 5) 活動を継続していること…三グループともに未だ活動を行っていることは、特に強調したい。

以上のような災害GISボランティアの活動を概括したが、未だまとめきっていないのは、次の点である。

- (1) 災害に遭った人達にとって、本当に必要な地図データであったのか。これは未だ検証できていない。
- (2) 情報共有という大前提があるが、災害時という特殊な環境で救援・支援活動している人たちは、共通な地図データを持つことが可能であったのか、ある自治体では、自衛隊、消防署員、市役所職員が共通の地図データを持つことで、共通認識が図られたという報告があったが一部である。
- (3) 災害の被害状況を表示する標準的な地図データは必要か？ ISO/TC211の中では、一部の人間から標準的な被害状況を表示する地図データの必要性を聞くことがあったが、大災害が続く日本国内では話題になったと耳にしたことはない。必要性がないのかもしれない。

参考文献：

- 1) Trevor Harris and Daniel Weiner (1996) : GIS and Social, The Social Implications of How People, Space, and Environment are Represented in GIS, Report 96-7, NCGIA, UC Santa Barbara, CA, USA
- 2) Paul YOSHITOMI (2004) : The role in the Response to the Terrorist Attacks of September 11 in New York City, Annuals of Disas. Prev. Inst, Kyoto Univ., No.47C, 2004
- 3) OSMのホームページ <http://openstreetmap.jp/>
- 4) AAG (American Association of Geographers) 2011年の年次大会における「Volunteered Geographic Information or Proletariat/Participatory GI?」 session 報告書
- 5) にいがたGIS協議会へヒアリングした結果 http://www.niigatagis.com/030_meibo/meibo.htm

その他参考にしたホームページ：

EMT ; <http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/emt/>
ALL311 ; <http://all311.ecom-plat.jp/>
sinsai.info ; <http://www.sinsai.info/>
PGIS ; http://www.pgisj.com/p/gis_2883.html

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第12回 オンライン登記申請の現在、そして未来 (2)

オンライン登記推進室 委員 中原 照泰

今回は土地家屋調査士の皆様からいただいたご意見、ご要望を紹介し、そこからオンライン登記申請の現状を見てまいりました。今回はオンライン登記申請の今後の展望を考えてみたいと思います。そうは申しませんが、私も確たる定見があるわけではありません。ここではいくつかの情報を紹介し、それを皆様自身が、オンライン登記申請の未来をお考えいただく契機としていただければありがたいと思っています。

なお、前回同様に文中意見にわたる部分は、個人的見解であることをお断りしておきます。

和光市におけるオンライン登記嘱託

私の事務所のある埼玉県和光市は、埼玉県の南部、東京都と境を接する人口約八万人の市です。毎年和光市から公共嘱託事件を公嘱協会が受託しており、地元の社員がそれを処理しています。今から2年ほど前に担当者に懇願して、登記の嘱託に市長の電子署名利用を実現しました。具体的には代理権限証明情報、ならびに添付情報に対する電子署名の付与です。

ご承知のとおり、官公署の嘱託登記には次のようなアドバンテージがあります。

1. 官公署所有の土地(建物)の表題登記嘱託に添付する所有権証明書添付省略
(昭和41年6月23日民事三発第496号民事局第三課長依命回答)
2. 官有地の合筆登記嘱託に登記済証添付省略
(昭和39年5月14日民事甲第1719号民事局長通達)
3. 官公署が代位登記を嘱託する場合、代位原因証明書は当該官公署作成に関わる謄本認証あれば原本還付手続不要
(昭和37年2月23日民事甲第325号民事局長通達)
特に最後の先例が重要です。これまでのオンライ

ン登記申請では越えられなかった壁の一つに添付情報の原本提示があります。そのためにだけ私たちは法務局に足を運ばなくてはなりません。代位原因証明情報をPDFファイルとし、市長の電子署名を付与することにより、完全なオンライン登記申請が可能となったのです。皆さんが活躍している地域でも、是非、市町村長の電子署名が利用できるように働きかけてみてください。まずは嘱託登記からオンライン申請の未来が見えてきます。ここに私たちが熱望する原本提示省略のためのヒントが隠されているのかもしれませんが。

このように公共嘱託事件では一足先に完全オンラインが体験できますが、まだまだ問題はあります。官公署が法務局で登記記録等の証明書交付をされる場合、手数料は免除されます。しかしながら、登記情報提供サービスで登記情報を取得するには官公署といえども有料なのです。結果、私たちが登記嘱託で通常行う業務(記録閲覧、登記申請、完了証受理)のうち、登記記録の閲覧(諸証明書の交付)のためには、これまでとおり法務局に足を運ばなければなりません。おかしな話です。

規則93条報告情報について

これは導入当初に大きな混乱がありましたが、最近ではあまり批判的な評価は聞かなくなりました。それでも様式的に読みにくく、書きにくいものであることは変わりありません。一部には「もう慣れた。」とおっしゃる方もいらっしゃいますが、これは慣れ、不慣れの次元の問題ではないものと思います。日本土地家屋調査士会連合会では、この規則93条報告情報改訂の検討を重ねています。主な眼目は報告情報の記述化と簡素化です。記述化とは、土地家屋調査士の視点から、申請物件をどのように調査したかを詳しく記述することです。ここはもっとも肝心な部

分であり、従来の総合報告欄のようなものです。これまでは総合報告欄を空欄とされていた方も多いと思いますが、これを先頭ページに表示することにより登記官に事件の全体概要と要点を示します。また、簡素化とは重複記載の削減、横書きへの統一などです。あたかも、これら二つの概念は相対立するかのように思えますが、担当者のご努力により存外出来上がりの良いものとなっています。現在、オンライン登記申請では法定添付書類以外の添付情報も数多く要求されているのが実態です。オンライン登記申請をより軽快なものとし、普及するためにはこの報告情報の充実は避けては通れません。できるだけ早い時期に改訂案が日の目を見ることが望まれます。

電子署名と電子証明書

私たちは多大な費用をかけて認証局を運営し、土地家屋調査士一人一人に電子証明書を発行しています。2月末時点ではICカードの発行枚数12,668枚で、実に土地家屋調査士約73%が所持していることとなります。しかし、現実的にはこの電子証明書の利活用は登記申請に限定されています。各単位会における各種届けは依然として職印が幅をきかせ、せっかくの伝家の宝刀が十分に働いていない状態です。また、この電子証明書は国土交通省の電子入札にも対応しておりません。住基カードも同様です。これらの問題の原因がどこにあるかは明らかです。さらに、住民票コードなども大変に有用なのですが、諸々の制限、秘匿性など、がんじがらめに規制されており、有効活用されていません。

建物の表示に関する登記で使用する工事施工会社の証明書にも電子証明書は利用されていません。ある程度の施工会社は電子入札の都合上、電子証明書を所持していることが多いのですが、オンライン申請の添付情報となるPDFファイルに電子署名を付与することは、一部の電子証明書を除き対応していません。誠に残念なことです。また、あるハウスメーカーS社は年間二万棟の着工実績があるといわれています。登記に使用するため、1棟ごとに印鑑証明書、資格証明書を発行しているようですから、その費用は1棟あたり1,050円として、およそ年間2,100万円が必要です。これを法務局の電子証明書とすれ

ば有効期間中は何通発行しても料金は同じです。たとえば1年間有効のもので7,900円ですから、経費の大幅な節約となります。現在、S社を顧客として取り込まれている方は、是非ともこのようなアピールされることを期待しています。土地家屋調査士が電子証明書の利活用で大企業をリードできれば、私たちのステイタスをより高める結果となることでしょう。

少子化と高齢化

巷間、日本の少子化と高齢化が話題となっています。私は土地家屋調査士国民年金基金の役員もやらせていただいておりますが、いわゆる団塊の世代が年金の受給期にさしかかっており、社会の少子化と高齢化は身近な問題となっています。年金の仕組みとして、国民年金基金は自営業者のための年金基金であって、加入義務のある国民年金(1階部分)の上乗せ年金(2階部分)としての役割があり、国民年金のみならず年金基金まで加入してようやく厚生年金受給者とバランスがとれるような構造となっています。土地家屋調査士国民年金基金は任意加入ですが、長い期間に自分が積み立てた年金資産を老後に受け取ることができます。これを積立方式といいます。一方、現役世代の掛金でお年寄りの年金を負担するものは賦課方式といい、国民年金(1階部分)が採用しています。ここで国民年金と国民年金基金とは異なるものであることをご留意願います。どちらの方式も長所、短所ありますが、俗にこの賦課方式では若い世代が高齢者を支えることとなるので、近年の少子高齢化にともない、若い人たちの負担が年々増加するように騒がれています。しかしながら、昨今は70歳代でも若々しく働いていらっしゃる方も多く、女性の社会進出も広がってきました。私たちの子供の頃は60歳といえはかなりのお爺さんでしたが、いまはそんなことはありません。ちなみに私も来年には還暦を迎え、昔の感覚ではもはや顔齡となります。

およそ社会保障とは、働いている者が働いていない者を支えることであるとすると、その比率は今を基準として前後40年では大きな違いはないとの研究報告もされています。要するに少子高齢化によっ

て年金が単純に破綻するような構図は考えにくいということです。

さて、土地家屋調査士です。こちらもご多分に洩れず少子高齢化の影響を受けています。表1は本年2月末現在、土地家屋調査士の世代構成を示しています。仮に60歳以上(国の統計では65歳以上を採用)の土地家屋調査士を全国の土地家屋調査士総数で除した数値を高齢化率と定義すれば、46.2%となります。また、50代と60代を合わせるとこの世代だけで全体の55%を占めます。まさに土地家屋調査士界はこの世代を中核とした資格者組織であるといえるでしょう。加えて首都圏に存する、ある単位会の世代構成も参考までに示しました(表2)。こちらは先ほどの高齢化率で表示すると51.3%です。50歳代と60歳代を合わせた人数は同じく全体の51.3%となり、いずれも会員の過半を占める数値です。概して首都圏に存する単位会は、東京を除き、全国平均より高齢化率の高い傾向があるようです。ちなみ

に女性会員の占める割合は1.5%で、総人口の過半を占める女性ではありますが、土地家屋調査士の資格に関しては著しく進出が遅れています。これはこの資格ならではの事実かと察せられます。

ここで私が論じたいのは単純な組織の高齢化ではありません。閉鎖的で活力のない、いわば組織の単色化です。表3、表4はいずれも法務省のホームページで公表されている法務年鑑から作成した資料です。表3はここ十年ほどの土地家屋調査士資格試験の出願者数の変化を、同じく公表されています司法書士と比較してみました。資格としての人気傾向がよくわかります。司法書士の人気にも近年陰りが見え始めてきていますが、土地家屋調査士との乖離は未だ甚だしいものがあります。土地家屋調査士の出願者数については長期低落傾向にあり、十年ほど前までは一万人を切るか切らないかで話題となっていました。もうすぐ五千人を切ることと思われます。実際、すでに受験者数レベルでは五千人を切りまし

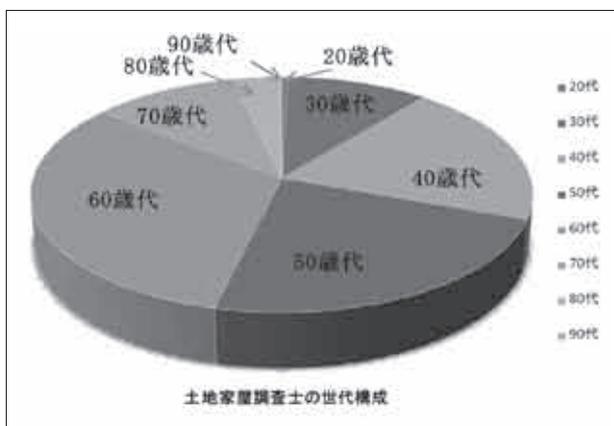


表1

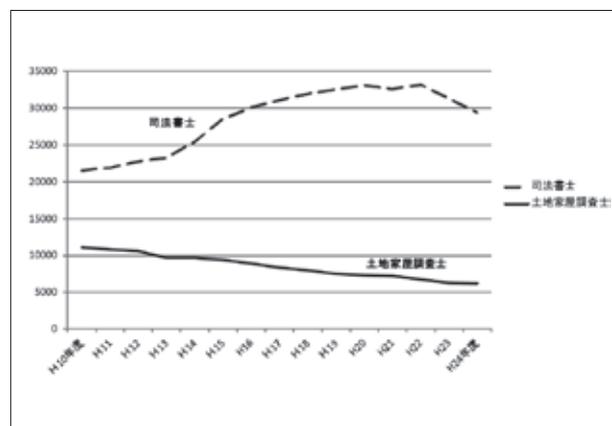


表3

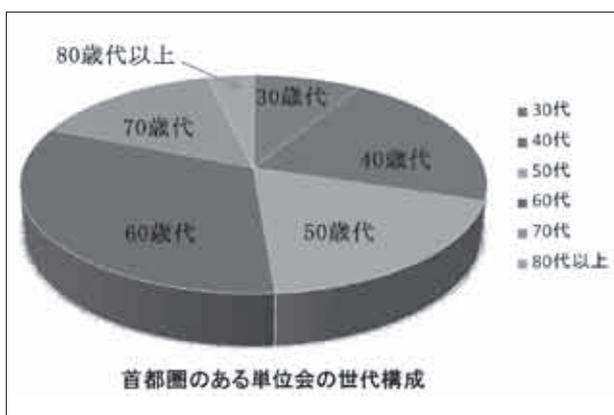


表2

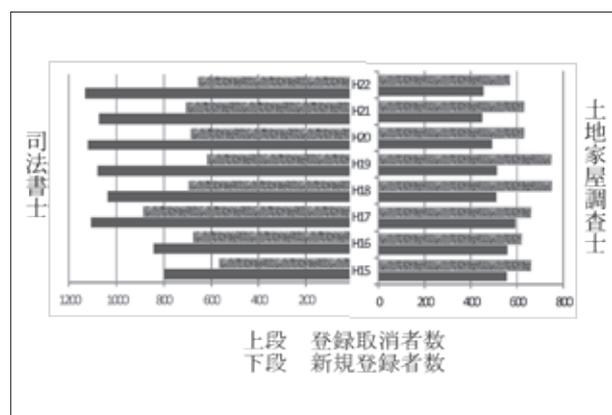


表4

た。以前は試験会場も全国各地にありましたが、近年は集約化して会場も少なくなっています。この数値を見るとそれも頷かざるをえません。

何故このように不人気なのか。それはいろいろと皆さんにもご意見ありましょう。たとえば、開業について初期投資が大きい、外業が避けては通れない、文系理系のバランス良い知識が要求される、ことなどでしょうか。また数年前、ある全国的な雑誌に掲載された国家資格の紹介コーナーで、土地家屋調査士はベテラン資格者による業務の寡占状態があり、よって新規参入の難しい業界であるようなことが掲載されておりました。一般国民から私たちがどのように見られているか、これからも注意していかねればなりません。

表4は新規登録者数と登録取消者数を同じく司法書士と比較したものです。大きな特徴として、左側の司法書士では廃業される方よりも開業される方が常に多くおられます。一方、右側の土地家屋調査士では廃業される方が開業される方より常に多数を占めます。この傾向は一時的なものではありません。人気の無さに加え、組織全体が萎縮しつつある傾向が読み取れるように思えます。

シルバーデモクラシーなる言葉が先の衆議院選挙でも話題となりました。簡単にいえば意思決定構造の高齢化です。前述した年金基金でも、若年の加入者数が伸び悩んでいます。経済的な理由から加入をされない方もおられるとは思いますが、将来の給付への不安と高齢者のための肩代わりという誤解もあることと思います。社会の中核をなす世代が高齢化し、さらに、その世代が社会のシステム造りに大きな力を持つことで若い世代は疎外感を持っているのではないのでしょうか。土地家屋調査士にとっての少子化は後継者不足に直接影響があります。高齢化は廃業者の増加や不人気に結びついていきます。これから如何にして若い人たちに希望を持たせ、高齢者も簡単にリタイヤすることなく労働人口として留まり、かつ、女性の参入も図られるような活気ある多色の資格とするかは、私たちの喫緊の課題といえるでしょう。

オンライン登記申請は私たちの未来につながるのか

土地家屋調査士をめぐる最近の諸問題について縷々述べてまいりました。極論すれば、このままでは国家資格としての存続をも問われかねない事態となっていると思います。そこで、これから土地家屋調査士を如何にして魅力的な資格とするかが問題です。いろいろな手立てはありましようが、社会に対してもっとも効果的なインパクトを与えるのは業務の電子化です。幸い国も電子政府推進を国家の目標に掲げています。いつも比較されやすい司法書士にこの領域で大きく水をあげ、存在を誇示できれば、土地家屋調査士の価値は飛躍的に上がります。早い話がIT社会の先達となるのです。一般に高齢者はパソコンが苦手といわれます。土地家屋調査士の中核の世代は仕事量も多く、この世代がオンライン登記申請により大きく踏み出せば、その及ぼす影響は大きいと思います。この世代を動かすことが土地家屋調査士の未来を決める鍵となります。「高齢だから」とは言い訳でしかありません。70歳を過ぎた女性でもインターネットや電子メールを駆使して元気に活躍されている方もいらっしゃいます。煎じ詰めていえば「慣れ」の問題だと思います。これまでの書面申請に慣れ親しんでいたからこそオンライン登記申請に壁があるのです。先日、関東地区の電子政府推進員会議で座長の大学教授が、最近の学生は手帳の代わりにスマートフォン、ノートの代わりにノートパソコンを持ち、紙に書かないとお話しされていました。そのような人たちを後継者とするためには、いつまでも私たちが書面申請をしているわけにはまいません。自らのためだけでなく、将来の土地家屋調査士のために、オンライン登記申請率を限りなく100%へ近づける努力をしたいものです。シルバー世代が次の時代を担う人たちのことに思いを馳せ、努力を積むことができれば、土地家屋調査士の未来は決して悲観するものではないでしょう。

『表示板設置事業』～事業完了によせて～

静岡県土地家屋調査士会 志太支部 理事 田中 裕之

はじめに

東海地震が明日起きても不思議ではないと言われてから何十年、日本海沿岸で産湯を使った私が、今は駿河湾を臨む町に住み、毎年東海地震を想定した防災訓練をしている。

「本当に東海地震はくるのか」と思っていたそんな矢先、平成23年3月に東日本で震災が発生した。津波と原子力発電所のトラブルを伴って。

もし志太支部の存する焼津市、藤枝市(以下「両市」という。)に予測された規模の地震が発生したら同じような災害が発生するかもしれない。誰もがそう思わずにはいられないほどの衝撃的な被害だった。

両市においてもこれまで以上の危機管理体制が望まれるようになったのではないだろうか。

そのような状況のなか、この「表示板設置事業」を始めることとなった。

以下、事業の内容を振り返ってみる。

1 事業への取り組み

志太支部は両市の会員で構成される支部であり、東海地震が予想される地域である

そこで志太支部において、その業務の専門性から両市に貢献できることがあるのではないかと考えたところからこの事業が始まった。

もう一つにはこの事業により静

岡県土地家屋調査士会志太支部ひいては土地家屋調査士全体の認知度を向上することができるのではないかと考えた。

2 事業目的

目的を整理してみる。

両市の避難箇所にも市及び地域住民の求める情報を記した表示板を設置する。

それによって①地域に対する貢献②土地家屋調査士認知度の向上を期待することができる。

3 事業実施

測量は基本的にGPSで測量すること、そして費用は支部の予算から支出して両市に寄贈することにした。寄贈することで全ての表示板に「寄贈 静岡県土地家屋調査士会志太支部」と入れることができるのだ。

事業は時間的、費用的なことを考えて1つの市につき1年計画で実施することにした。

事業の流れは簡単に記すと次のようになる。

①担当課と打合せ→②表示板のデザイン決定及び設置箇所の特定→③測量作業→④表示板設置→⑤寄贈

・担当課と打合せの前に

東日本の震災後、市内1,000箇所の電柱へ海拔表示板設置作業(電柱①②参照)をしていた焼津市



電柱①



電柱②

を平成23年度に、続いて藤枝市を平成24年に事業対象とすることにした。もちろんそれはこちらの都合であるため、各年度ごとに各市へ表示板設置の同意・協力を願い出て了承を得ている。

①担当課と打合せ

両市とも総務部危機管理課と打合せをしていったのであるが、訪問・電話・メール等で連絡をとりながら事業完了まで随時続けていった。

打合せの前には計画提案・資料作成等用意しておかなければならないことも多く、市の要望を取り入れての内容変更などもあって頭が痛かったり胃が痛かったりした。しかし今思えばここが最も肝心なところで、連絡を密にするこ

とで担当課の方々と話を進めやすくなったと今では思っている。

②表示板のデザイン決定及び設置箇所の特定

- ・両市は立地条件が異なるので表示板の内容にも地域の特色が出たものとなった。

〔焼津市〕

海拔と避難建築物の高さを表示。焼津市は駿河湾に面しているため、まず津波からの避難が第一に求められることから海拔を重視する表示板になった。表示板のデザインは市が考慮したものにそって決定した。

〔藤枝市〕

海に接していないため海拔と浜岡原子力発電所からの距離を表示。

当初デザインは焼津市と同じものを考えていたが、表示内容の違いから藤枝市用のデザインを最初から検討した。

おりしも震災により原子力発電所にトラブルが発生した場合、近隣地域へ及ぼす影響が大きいことが徐々に明らかになってきていたので、最も気になる情報ではないかと考え、浜岡原子力発電所からの距離を海拔と併記することを提案した。デザイン画を何種類か作成提示し検討してもらい決定した。

- ・看板の大きさは両市とも600 mm × 450 mm

表示板のデザイン決定と同時進行で設置箇所を決めていかねばならないのだが、寄贈するといっても好きな場所に勝手に設置するわけにはいかない。当初から最も時間のかかる作業だと頭を痛めていたのは具体的設置箇所の決定だったが、これは両市との折衝の結果設置箇所の決定から施設管理者への連絡作業を市に一任することができた。

予想通り全ての設置箇所の写真

と案内図ができ上がる頃にはコスモスが風にゆれ、金木犀の匂う頃となっていた。しかし、この作業なくして表示板設置は困難であり、設置箇所決定に協力いただいた両市の危機管理課の方々へお礼を申し上げたい。

③測量は基本的に4人体制で実施したのであるが、両市とも設置箇所が市内全域に及んでいるため前もって経路と設置箇所の確認を手分けして行い、最終的に市全体地図でルートを決めた。その結果、両市とも土日の2日間で測量を完了することができた。(測量中の写真参照)

測量の道程では公共水準点にもGPSを設置し検証もした。(水準点写真参照)



測量中



水準点①



水準点②

測量結果は一覧にして業者に渡し、表示板作成・設置作業を依頼した。

④寄贈の式典では両市とも市長に直接渡すことができた。

またその模様は広報誌、ホームページ等に掲載され、報道関係者の取材により地方新聞にも掲載された。一方の市ではテレビ局も来て、ローカルニュースで報道された。

4 事業結果

〔平成23年度〕

焼津市内の54箇所に表示板の設置完了。

(焼津市設置箇所、焼津市遠景・近景参照)

〔平成24年度〕

藤枝市内の59箇所に表示板の設置完了。

(藤枝市設置箇所、藤枝市遠景・近景参照)



焼津市遠景



焼津市近景



藤枝市遠景



藤枝市近景

最後に

事業を進めていくなかで、地域住民から「避難地の海拔」「浜岡原子力発電所からの距離」に関する問い合わせがあると聞いていたので、今回の事業で少しなりとも地域に貢献できたのであればうれしい限りである。

たまたま私が担当者となった事業であるが、私と行動を共にしてくれた会員の皆さん、そして志太支部の役員と支部会員の方々の理解と支援がなければ叶わない事業だったと思う。

さらに静岡県土地家屋調査士会

と日本土地家屋調査士会連合会の方々に支援いただきこのような場をかりて事業の報告をすることができたこと、まことに感謝の念に堪えない。

ありがとうございました。

土地家屋調査士が保有する 業務情報公開システムの構築に関する説明会

平成25年2月25日、岡山県土地家屋調査士会館において、土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する中国ブロック協議会への説明会が開催されました。

中国ブロック協議会からの参加者は、各单位会の会長と担当副会長。連合会からは、研究所の小野伸秋常任理事と業務部の児玉勝平常任理事が参加し、土地家屋調査士を取り巻く社会の環境変化と進歩する情報通信システムの発展にともなう新たな市場の創造を目指した、業務情報公開システムの構築の必要性を説明されました。

最初に、小野伸秋研究所長から「これからの土地家屋調査士制度」について説明がありました。日本の人口は、2004年をピークに減少傾向に向かっており、今後100年で100年前の人口まで減少する可能性があり、高度成長モデルとは逆の形の社会の構造変化が始まっている。所有者不明、相続人不在の土地が増加するなか、従来型の仕事量は減少する傾向にある。そのような社会に直面している一方で、地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)が国のリードのもとに推進されている。また、準天頂衛星の利

用促進も含め、地理空間情報は、享受するだけでなく、操作更新する側に立つことが重要である。このように、土地家屋調査士を取り巻く環境が変化している時、従来の土地家屋調査士の専門性に磨きをかけるため、ADR認定土地家屋調査士の重要性を再認識し、CPD制度を確立させることにより、社会の要請に応えることのできる土地家屋調査士制度にしていくことは、大変重要なことである。また、専門資格者として、人と土地に係わる情報の管理が各方面から求められてくる時代は目の前に来ており、今は、その情報サービス産業への参加不参加を目前にした、岐路に立っていると説明され、先進的な例として、アメリカ、韓国の現状について紹介されました。

中ほど、地理空間情報社会の中での土地家屋調査士の使命について、以下5つの視点から必要性和問題点を解説されました。①空間の特定の認識(認証



業務)、②紛争回避の観点から公共座標復元の励行を。③筆界等、情報を確認する手法としては情報公開システム構築の必要性を。④測量知識、土地法制、民法・民事訴訟の視点から状況説明できる専門的知識の問題点を。⑤不動産取引の安全・安心に向けての地図作成手法確立の問題点を。事例を踏まえた説明に、参加者も熱心にスクリーンを見つめていました。これらを通して、G空間社会の中で見えてくる次世代の土地家屋調査士の基本姿勢は、筆界認証制度の確立である。そして、それらの認証された情報を公開していくことは、引いては土地家屋調査士業務を高度化させ、不動産に係る国民の権利の明確化に貢献することに繋がる。これは新しい業務の形態であり、土地家屋調査士全員で考えていくべきだとの認識を述べ、説明を終えられました。

続いて、兎玉勝平業務部長から、「業務情報公開システムの試験的稼働について」の説明がありました。

業務情報公開とは、土地家屋調査士制度にとって、新たな発展的な基盤体制であり、会員個々の持っている資料等の情報を提供することにより、位置情報サービス産業へ関わることである。具体的には、地番、筆界、建物矩形、現況などの土地の持つ属性情報をWEB上の地図に調査ポイントをマーキングすることにより提供を図っていくシステムである。会員は自分の持つ情報を位置情報サービス企業へ提供する。位置情報サービス企業は提供された情報を国民・企業にさらに提供していく、という、企業を媒体とした情報のやりとりが主体のビジネス形態である。また、取引される情報は内容により無料有料のものがあり、組織としては、まず、管理部門としての協働会社が必要となる。その協働会社と電子出版物販売会社や位置情報提供企業との間でやり取りさ

れる情報という商品の供給者が土地家屋調査士であるという概要を説明されました。そして、このシステムは、土地家屋調査士の持つ能力が社会にとって必須なものとして位置づけ、自己責任型社会において求められる認証者としての地位に発展させていく。それは、土地家屋調査士法の目的である「権利の明確化に寄与する」という本質的な部分を拡充させることにつながる、という、仕組みの持つ意義を話されました。また、地図上にマーキングされたポイントが増えれば増えるほど、社会的な信頼性が高まっていき、増加していくマークは、土地家屋調査士業界の業務ブランドとして位置づけられることになる。結果として、土地家屋調査士が、不動産に関する国民の良き相談者となる可能性があるという見解を示し、会員にとってのメリットを紹介されました。また、このシステムは、組織の強化に貢献することも可能であり、連合会・単位会も現在の会費収入だけに頼らない財政基盤の確立に役立ち、会員にとっては、収益に結びつくことから組織に対する帰属意識が高まると、双方の利点を説明されました。

業務の改善という視点からは、登記の有無や境界の情報などを公開された地図上で容易に確認できるので、効率的に不動産にかかる権利の明確化に寄与することになり、結果として、登記情報システムを補完し、ADR、訴訟といった予防法務にも貢献していくことが可能である、との解説がありました。会員間においては、筆界に関する情報が活発に流通すれば、業務上の筆界の誤認防止や調査内容の正確性の向上につながり、安心・安全な社会への一助となると、業務情報公開の重要性を示され、説明会は終了しました。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部 戸倉茂雄

東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～

第一部 被災体験を聞く

日時 平成24年12月15日(土)
場所 仙台国際センター

報告会 次第

- ◆ 黙とう
- ◆ 開会の言葉
- ◆ 主催者挨拶
- ◆ 第1部 被災体験を聞く
- ◆ 第2部 土地家屋調査士と震災業務
- ◆ 第3部 東日本大震災と土地家屋調査士
早稲田大学大学院法科学研究科教授
山野目章夫先生
- ◆ 閉会の言葉



今回は、昨年12月に実施された、「東日本大震災報告会 被災地からの発信」第1部の中の、会員の皆さんの被災体験をご紹介します。

「主催者挨拶」

宮城県土地家屋調査士会中村一彦会員の司会進行により、黙とう、福島県土地家屋調査士会永山和之副会長の開会の辞に続き、開催にあたり、この度の報告会を主催された被災3会の会長から、挨拶がありました。はじめに、開催地であり、実行委員長を務められる、宮城県土地家屋調査士会鈴木修会長が、自然災害の恐ろしさ、震災後の不自由な生活体験、そして、全国から寄せられた支援にとっても勇気づけられたことなど、3月11日を振り返るように話され、被災地の状況を専門家の眼を通して見つめて、何かを感じてもらうことが報告会の趣旨であると、その思いを述べられました。

続いて、福島県土地家屋調査士会五十嵐欽哉会長が、全国から寄せられた支援に対し感謝の意を述べられ、まだ、復興に向かってはいえない福島現状を、警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域という制限区域の内容解説を交えながら話されました。

最後は、岩手県土地家屋調査士会菅原唯夫会長の挨拶でした。被災3会の会長の情報交換の途中に出

た話に端を発する報告会が、盛大に開催することができたことへの感謝の意を述べられるとともに、報告会の記念誌の発行予定、その中に盛り込む参加者からのメッセージをお願いされ、主催者の挨拶が終わりました。

第1部 被災体験を聞く

○岩手県土地家屋調査士会 金哲朗会員の報告

「復興とはなにか」

震災直後は、電気や水道というライフラインが使えず、ガソリンも欠乏するなど、不自由な状態が続いたそうです。そんな時、交通事情の悪いなか、全国から寄せられた支援物資が届いた時の感激を、金会員は、日頃怖い顔をしている菅原会長の顔が仏様に見えたことと表現され、思わず、奮闘される菅原会長の表情を思い浮かべてしまいました。瓦礫は、だいぶ片づけられ、新しい街づくりがやっとスタートしようとしているけれど、物心ともに復興していくには、まだまだ時間を要するだろうと話されました。金会員の地元である大船渡と隣接する陸前高田では、合わせると2,000名を超える方が津波の犠牲となられ、仮設

住宅に暮らす人たちも、震災の後遺症に悩まされているという、今も続いている心労について話をされました。全員が犠牲者となった家族のことや、幸せな家庭が、3月11日を境に一変してしまった話を聞き、東日本大震災の傷跡の深さをあらためて感じました。

「津波てんでんこ」

続いて、金会員は、「津波てんでんこ」という意味について説明されました。これは、大船渡の山下さんという方が提唱された言葉らしく、津波がきたらとにかく逃げろ、なりふり構わず逃げろという意味です。この度の大津波は地震発生から30分足らずで到達しています。陸前高田の奇跡の1本松のある海岸線に津波が到達し、陸前高田市内全域を壊滅させてしまうのに、要した時間はわずか3分だったという話には、その速さに驚くばかりか、1分1秒が生死の分かれ目となる津波の恐ろしさを再認識する思いでした。

震災発生当日、金会員は、建物調査のために出かけていた陸前高田市の広田半島というところで激しい揺れに遭遇されたそうです。そこは、事務所から車で30分ほどの場所で、帰宅途中の海岸から見た異常なほどの引き潮の海は、津波の到来を直感させたとのことでした。なんとか高台を回り、事務所に戻ったところ、海岸から3キロほど離れている事務所まで津波はこないだろうと思っていたら、近くの小川を濁流が遡上。流される車も目に入り、全員で避難を開始されました。金会員が最後に戸締りを終え、事務所の外に出てみると、待っているはずの奥様の車は既に動き出しており、置いてけぼり。足元まで水が来る中を全速力で避難されたとのことであり、奥様に、理由を尋ねると、「津波てんでんこ、でしょ。」と答えられたとか。そのような避難の際の、ご夫婦のエピソードを話されました。(ところで、この話をされている最中に地震が発生。会場は、一時、騒然となりました。)



しかし、これは、二人とも犠牲になることは避けようという、ご夫婦の間の申し合わせだったそうで、奥様は、その約束を素直に実行されたということであり、災害発生に想定する心構えとしては、非常に大切なことだと感じました。

「悲しき瓦礫」

最後に、震災の瓦礫が、運ばれた先から戻された例をあげて、瓦礫の持つ意味を話されました。瓦礫といっても、もとは被災された人にとって思い入れのある財産だったもの。それが、津波によって、瓦礫に姿を変えてしまったわけで、それらを、見て触ることにより感じることの重要性を話されました。瓦礫の処理は、各地で話題に上りますが、復興の過程の中で重要であるとともに、難しい側面を持っていると感じました。

○宮城県土地家屋調査士会 高野弘幸会員の報告

高野会員は、連合会会報、2011年11月号に、「東日本大震災あの日私たちの私たち」という題名で、当時の体験談をご寄稿いただいておりますが、今回は、口頭により当時の状況をご報告されました。

高野会員は、宮城県の南部、遠浅の海岸線が続く山元町に住んでおられます。まさか、あのような巨大津波がくるとは思わなかったと、あらためて当時のことを話されました。

当日は仙台市内で仕事の最中で、過去に経験したことのないほどの長時間の揺れが続いたとのことでした。揺れに加えて、地鳴、建物の軋む音など想像を超える状態だったと当時を回想し話されました。続いて会場の画面には、平坦な地形を、横一杯に広がりながら、巨大な生き物と見間違えそうな津波が、家屋を押し流しながら近づいてくる映像が映し出されました。その想像を絶する激流の中に高野会員の自宅があったとは。思わず身を乗り出し画面を見つめ返しました。自宅は海岸から、約1.7キロほど離れており、周囲の水田より5mほど高いところに位置していたそうです。そこへ、川の流れかと思いがうような波の塊が押し寄せてくる映像は、これが現実かと思うほどショッキングなシーンでした。

高野会員の住んでおられる山元町は15,000人の町。そのうち、620の方が津波により犠牲となられ、数十名の行方不明者の捜索が続いているという状況を報告されました。今回の津波で多くの犠牲者を出した原因は、あのような津波がくるとは思っていなかったことが一番の要因だといわれ、避難施設から忘れ

物を取りに戻り、犠牲となった方もいるそうで、あらためて、情報やニュース発信の重大さと今回の震災は防災に対する考え方を再考する意味においても、忘れてはならない教訓としなければいけないと強く感じました。次に、自宅の被災状況を、写真を見ながら解説され、津波に飲み込まれた家屋は1階がほぼ全損状態で、畳は1枚も残っておらず、引き波に基礎をさらわれていました。庭は砂浜のような状態。しかし、2階は大丈夫だったそうです。周囲の住宅は全て流されましたが、高野会員の敷地はそれよりも1.7mほど高所に位置していたため無事だったそうです。

続いて、避難生活について。寒さも、使い慣れた温風ヒーターはなく、倉庫から出してきた石油ストーブで暖を取るなど、被災前との違いを感じたことや、上水道が使えないため、井戸水や寄せられた支援物資で不自由な被災生活を続けた当時の状況を話されました。現在は、被災された自宅を改修され、日常生活と調査士業務を行っておられます。これも、家族全員の無事が、心の支えになった、と高野会員。「少しずつでも、昔のように、楽しい日々を過ごしたい。」という、最後の言葉がとても印象的でした。

○福島県土地家屋調査士会相双支部 坂本和久会員

坂本和久会員の事務所は、福島第1原発から約7キロ、福島第2原発から約6キロに位置する、福島県富岡町にあります。支部は相双支部といい、北は宮城県境の新地町から、南はいわき市に接する広野町まで南北80キロ、東西35キロに及ぶ広い支部とのこと。支部内にある福島地方法務局富岡出張所は現在、いわき支局内でその事務を再開しているとの報告がありました。

当日は天気も良く、午前中は、建物の調査に出かけ、午後は、相馬市にある税務署に申告の手続きに出向いていたそうです。いつもだと海岸線の相馬、南相馬というコースを通り帰宅するはずが、その日は、天候が崩れ始めていたので、早めに帰宅できるルートを通られたそうで、結果、津波の難に遭遇せずすんだ、と坂本会員は話されました。到着後、まもなく地震が発生、どの人も言われる、かつて経験したことのない長い揺れを坂本会員も体験されました。地震後は、停電、断水になり、携帯電話も不通だったそうです。夜は、コンビニで水とおにぎりを調達し、余震が続くなか、とても自宅内では眠ることができないので、車の中で就寝されたことや、紅白の垂れ幕のかけられた中学校の卒業式の会場が避難施設に様変わりし、お年寄りや子どもなどが避

難したことなど、当時の様子を話されました。翌、3月12日の早朝、西側の川内村へ避難するように、消防からの要請があり、避難を始めたところ、その方面に向かう道は大渋滞、通常30分ほどで着く距離が5時間もかかったという話もあったそうです。

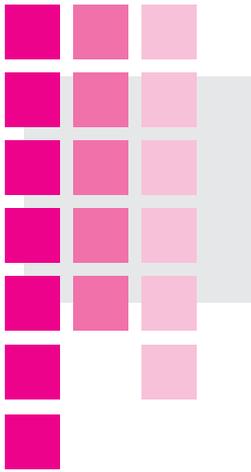
それから後、坂本会員は、現在までに6か所の避難生活を経験されています。最初の避難先であるいわき市の親戚宅の次が、いわき市内での車中泊、いわき市内の避難所、神奈川県大和市、仙台市を経て、現在は、いわき市内に住んでおられます。被災後、避難された方々は、それぞれ、大変なご苦労をされていました。震災当時、入院されていた会員さんは、ヘリコプターで病院に搬送され、ご家族は長野県に避難されたとのこと。現在は一緒に暮らされているそうですが、当時は大変なご心痛だったに違いありません。また、避難先でご両親の病気が悪化し、介護のため、業務再開のめどが立っていない会員さんもおられるとの話もありました。

福島県は原発事故という、もうひとつの想定外の災害を抱えています。経験したことのない人間にとっては、胸の締め付けられる思いがする報告内容でした。しかし、事故はまだ、終息していません。相双支部では、県外に5名、県内に11名、計16名の会員さんが、不自由な避難生活を送っておられます。20キロ圏内の町村への立ち入りは、事前に許可を得て、厳重な警戒のもと許可書を提示し、滞在時間5時間の制約のなか、食べ物の持ち出しは禁止、持ち出す物は放射線量を調べるといふ、一時帰宅の様子を解説されました。映しだされる写真の中に、白い防護服に身を固め、事務所の前に立つ坂本会員の姿がありました。町村内は、野生化した牛や豚の他、飼育されていたダチョウが車を追いかけてくるなど、区域内の現状を説明されました。また、再編される区域については、坂本会員の自宅は、帰還困難区域に入ってしまう、5年間は帰ることができないという、ご自身にとってはとても辛い現状を報告されました。

最後に、「まだ、復旧、復興には長い時間を要する福島県の現状と、もしも、このような災害、事故が自分の住む町で起これば、どのような風景になるのかを想像して被災地を見てください。そして、末永く、岩手、宮城、福島のことを見守ってほしい。」と、この度の報告を締めくくられました。

(次号に続く)

日本土地家屋調査士会連合会 広報部 戸倉茂雄



「地籍シンポジウム in 滋賀2013」 開催報告

滋賀県土地家屋調査士会 西村 和洋

滋賀県土地家屋調査士会恒例のイベント「地籍シンポジウム in 滋賀」ですが、今年度も去る平成25年2月2日に開催いたしました。今回はサブテーマを「地図の世界を旅する～Discovery of the map～」とし、広く地図に興味をお持ちの一般の方にも参加を呼びかけました。結果、イベント当日は一般の方に数多くご来場いただき、盛況の内に終わることができました。簡単ですがその一端をご報告させていただきます。

地図は様々なことを私たちに語りかけてくれます。地図はそれぞれに独自の世界観をもち、私たちの生活を便利にし、知識を与えてくれます。地図は地形図や地籍図、最新カーナビもグーグルマップも不動産登記法14条地図も総て「人に何かを伝えたい」「人と人をつなぎたい」という気持ちの結晶なのです。

私たち土地家屋調査士はそうし

た思いをもった地図読み人・地図織り人です。過去から未来までを縦横無尽に地図の世界を旅しております。さらに今回はとっておきの「地図の達人」お二方をお招きし、地図の世界をご一緒に旅したいと思います。

ぜひ、魅惑の地図の旅で新しい発見をお楽しみください。

(以上、地籍シンポジウム in 滋賀2013 案内文より)

私ども土地家屋調査士は法律的には「表示登記の専門家」ということとなりますが、実はそれぞれの地域に根ざした「地図読み人」「地図織り人」だと思います。

全国津々浦々の土地家屋調査士さんお一人お一人が過去を識り、今を測り、未来に貢献すべく「地図」を切り口に日々の業務を行っておられることと思います。

そうしたことから今回の地籍シンポジウム in 滋賀では私どもの職能に大変かわりの深い「地図の達人」、ともいべきお二方をお招きいたしました。

まず、お一人目は今尾恵介さん(財団法人日本地図センター客員研究員)。小中学時代より地形図と時刻表を愛好され、フリーライターとして地図や鉄道をテーマに多くの出版物を手がけておられます。また現在は日本土地家屋調査士会連合会会報誌に「地名散歩」と題したエッセイを毎月ご寄稿していただいております。

講演のテーマは「地図で読む現代～地名の世界を散歩する～」。普段なんとなく眺めているだけでは気づくことのできない地図の不思議、地名の素晴らしさを存分に発見できたお話でした。

例えば滋賀県大津市の職業由来の旧町名。かつては大津百町ともいわれた琵琶湖水運の拠点ですが、往時は船頭町、猟師町、鍛冶屋町など職業別に住まいがなされ、それがイコール町名とされていました。それがいつの間にか「中央何丁目」などといった平凡?なものへと変貌しております。

こうした例からも言えることですが、この国は近代国家建設にむ



地籍シンポジウム in 滋賀 案内チラシ



当日の会場の様子

けて地名、という大事な文化遺産を整理してきました。また戦後復興期にはこれまた急速な経済成長を目指して地名をスクラップしてしまいました。平成の大合併においても然り、です。まさに効率一辺倒のこの国の「かたち」。ここらでもう一度、地名や地域のあり方を見直す機運が起こってもいいのではないかと感じました。

ともあれ今尾さんのお話では「地名も世につれ人につれ」を実感。「不動産」とはいいますが地名は必ずしも「不動」ではなく、あるものはブランド化し、あるものはすたれ消滅していくという、まさにミステリードラマも顔負けの地名を巡る有為転変があったことを理解できました。よい地域をつくるには、まずは地域をよく知ることから。「地名」という、先人からの貴重なメッセージ、もっと大切にしていきたいと思いました。

続いて、お二人目の講演者は古関大樹さん(京都女子大学非常勤講師)。テーマは「明治期の地図～地籍図の読み方～」です。

古関さん曰く、地籍図を中心とした古地図集の発刊数が全国でも際立って多いのが滋賀県です、とのこと。そうしたことから滋賀県は全国随一の地籍図研究の土壌があります。その豊かな土壌に位置する滋賀県立大学で学生時代から10年以上にわたって地籍図の研究をしてこられた古関さんのお話

は私どもの境界鑑定にもそのまま通じる内容でした。

また、驚いたのは全国各地の地籍図紹介の中での群馬県の事例です。そこにはなんと、村界が表示されておりませんでした。滋賀において村界は地籍図作成の一丁目一番地であって、村切り(村界確定)こそが地籍図作成の動機であるまで考えていた私にとっては天地が引っくり返るようなお話でした。そもそも地域によって「境界」についての考え方・捉え方が実は相当違うのではと思いましたが、どなたかご存知でしょうか。

また講演では数種の地籍図作成のそれぞれの特徴や注目ポイント、作成過程を丁寧にトレースいただき、わかりやすく解説いただきましたが、この内容は「地図の専門家」土地家屋調査士の素養として不可欠のものだと思います。先述の地名が整理されていった経緯と地籍図が作成されていった時期の関連など、参加者がより知識を整理しやすい内容でした。

なお、企画段階から少しは意識していたのですが、今尾さんのお話と古関さんのお話とは実際には通底する部分も多いものでした。セットでお話をお聞きすることで相乗効果が発揮され、聴衆の皆様にはより興味深くお話をお聞きいただけたのではないのかな、と思っております。

今回の「地籍シンポジウム in 滋賀」では、前述しましたように一般の方の参加も視野に入れ、テーマを設定し、より地図の世界に親んでいただけるよう古地図の展示を準備いたしました。

また今回は新たな企画PR方法として、マスコミ各社への記事掲載依頼、会場近隣地区へのチラシ折込、ミニコミ紙やラジオを利用

した企画宣伝など多様なPR活動を展開いたしました。

中でも効果が見られたのが新聞記事で、企画当日には「新聞を見てきた。」と言って来場された方が数多くみられました。滋賀県土地家屋調査士会の行事が新聞記事になるのは初めてのことだったと思われますが、記事に取り上げていただくだけでこれほどの宣伝・集客効果があることがよくわかりました。

しかし宣伝が功を奏したその根底には「地図」に対する一般市民の興味関心が非常に高まってきていることを忘れてはいけないと思います。実際に来場者様へのアンケートでは「このような企画があることをはじめて知りました もっと広くPRしてください(チラシを見て参加の方)」「地理学関係でもめったにない内容の講演で参考になった(新聞を見て参加の方)」などの声もあがり、全体として概ね高い評価をいただけたものと考えております。

そういえば昨年末に「日本を、取り戻す」と訴えた政党が政権に復帰されました。

折角ですのでこの際、日本の失われた伝統ある地名を「取り戻す」ことを手始めとして、実行していただければ、と思わずにはられません。アベノミクスも結構ですが、まさに「足元」を見直すことが防災の観点からも、地域再生の観点からも今まさに求められていることだろうと今回の企画全体を通じて感じました。

もちろん、その「取り戻す」お手伝いはそれぞれの地域の地名にも通暁する「地図の専門家」土地家屋調査士が中心となって…、と勝手な夢をキリとして「地籍シンポジウム in 滋賀2013」のご報告とさせていただきます。

以上

四国ブロック

ADR研修会の報告

平成25年2月22日、23日に土地家屋調査士会四国ブロック協議会、ADR代理人及び補佐人への実務支援研修会が開催されました。



22日の講師は、上原裕之弁護士。

* * *

上原裕之弁護士プロフィール

昭和50年、裁判官に任官。平成23年、広島高等裁判所を定年で退官。

現在は、東京の宗田親彦(そうだ ちかひこ)法律事務所に所属。

著書「相続・遺言 一遺産分割と弁護士実務」や「遺産分割」「家事事件重要判決50選」など。

* * *

講演の題名は『愛すること・育てること』。

先生は、いつも講演に行かれるところに関係ある本を1冊読んで行くそうです。今回は、四国ということで「土佐日記」を読まれたそうで、土佐日記の話から、アンジェラ・アキ(徳島県出身)の「サクラ色」の音楽で始まり、

2. 「共生」この漢字は何と読むでしょう。
3. 孤独
4. ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)
5. 公共哲学
6. 紛争解決・ADR
 - ①ADRが考える紛争解決の形
 - ②ADRは愛である
7. 調査士会とADR
8. ワーク・ショップ(テーマ・調査士会ADRを発展させるには、今後、何をどうしたらよいのか。)



アメリカの連邦法は、いきなり裁判をやってもいいが、最初に話し合い(ADR)をやる義務があると言っているそうです。ADR(話し合い)は特別でなく、裁判が特別である。ADRに向いている事件を探すのではなく、ADRに向いていない事件をはずす。ということで講演されました。

23日の講師は、島内保彦弁護士。

* * *

島内保彦弁護士プロフィール

昭和37年徳島県生まれ。

弁護士登録は平成2年。

特別研修で集合研修総合講義の講師を務める。

境界問題解決センターとくしまでは平成17年の設立当初から調停員に就任いただき、合意事件を2件ご担当いただく。

* * *

『認定調査士によるADR申請代理の実務』として、朝9時から11時50分まで講演いただきました。

内容は、

1. 代理契約書の内容と作成上の注意点
 - ①委任契約
2. 一般事件受認とADR業務受任の注意点
 - ①一般事件受任
 - ②ADR業務受任
3. 境界問題解決センターとくしま規則の特徴と注意点
4. 境界問題解決センターにおける調停のメリット
 - ①裁判所民事調停・訴訟との比較上のメリット
 - ②筆界確定制度との比較上のメリット
 - ③仲裁制度の導入の可能性
5. 弁護士との共同受任の注意点と弁護士との契約内容
6. 代理人と補佐人の共通点と相違点



7. 調停条項作成の実務

- ①調停条項作成の注意点
- ②調停条項の効力
- ③仲裁判断の効力

8. ADR代理の事例研究

9. 意見交換・質疑

質疑としては、

Q 官公庁との契約が以前は、単価協定を結んで委任状をもらっていたが、競争制度が入ってから請負契約になった。土地家屋調査士の条文に、他人の依頼を受けて業務を行う。とあるが私は、まさしく委任だと思うが、委任と請負の基本的な相違点は？

A 請負は、仕事の完成に対する対価。委任は、目的の達成のために努力することの対価。官公庁が土地家屋調査士に望むのは、図面等完成なので請負契約を望む。弁護士は、結果を約束できないので請負契約はできない。

Q 弁護士が官公庁との訴訟の代理になる場合の契約は？

A 弁護士が官公庁の依頼を受ける場合は、2種類あって、自治体が当事者になっている訴訟の委任で普通の弁護士業務と変わりなく委任契約である。弁護士としては、裁判での勝ちを約束してはいけないので、請負契約をおこなうことはできない。審議会の委員や委員会の委員としては、身分的には特別職公務員として任命をうけての職務への就任という形になり、委任契約書は書かない。

Q いったん当事者双方の合意した結果について、後日、筆界特定や裁判の判決により違う結論になった場合の責任の所在は？約束を守らなかった当事者の責任、一般事件として請け負った土地家

屋調査士の責任、最後にかかわったセンター（調停委員）の責任は？

A 代理業務とは、まさしく委任であり、最善をつくして依頼者のために努力することである。ADRは最終の解決ではなく、証拠書類を提出して合意したということで、最終的に裁判所が出した結論に責任を負う立場ではない。専門家としての瑕疵がないかぎり責めは負わない。

Q ADR等の依頼を一般事件の延長上に受けるときには、注意が必要とのことだが、私としては、一般事件の延長線上にADRの仕事があり、そういうことにより調査士会のADRが発展する。と考えていたがどういう注意が必要か？

A 一般事件において当事者双方が手をたずさえて依頼に来たときに、ADRの依頼は、片方から受けたならば違反になる。このように中立的立場から双方の依頼を受けたようなときには、注意が必要だ。ただ、常日頃からびくびくする必要はなく、こういう規定があるために申し上げた。

Q 弁護士が調査士会ADRを使うことがほとんどない。弁護士が調査士会ADRを使うためには、どうすればいいと思いますか？

A 選択肢の1つとして考えている。民間型ADRは費用が高い。裁判所の調停は、費用が安い。費用を安くする努力が必要。調停費用としては、弁護士費用が高いので恐縮である。また、境界紛争事件事態も少なくなっている。

島内保彦先生の講演の全文は、徳島会の広報に載せる予定ですので興味のある方は徳島会の方へお問い合わせください。

2日間の講演、ワーク・ショップの所感は、ADRは、裁判所の調停や、筆界特定制度に比べて費用が高く、調査士・弁護士ともに利用が少ない。土地家屋調査士が利用しやすい制度にするべきだ。土地家屋調査士が利用できるように研修も必要だ。

ADRだけをみれば、費用が高いというが、裁判の前段として、ADRを考え、裁判と比較すれば、ADRも費用が安いのでは。年間、何件の裁判があるのは分からないが、裁判になっている分を土地家屋調査士会ADRに代えてもらうようにアピールが必要。

広報員 小倉修二(徳島会)

我が会の会員自慢

VOL. 15

神奈川会 『湘南国際マラソン』

神奈川県土地家屋調査士会 湘南第一支部 小澤 勇人

全国の土地家屋調査士会員の皆様、それぞれ単位会にご自慢の会員がいらっしゃいます。当神奈川会は900名弱からの会員がおり、会員の中にはそれぞれ個性豊かで地域社会に貢献される方も多くて選ぶのに困ります。

そこで当会は地域社会貢献と土地家屋調査士制度の広報、会員に健康と走る楽しみを伝えるため、若手からベテラン会員までが参加する湘南国際マラソンに取り組む若きリーダー小澤勇人君をご紹介します。

神奈川県土地家屋調査士会 広報部長 有野 拓美

毎年、寒い中にもかかわらず二万人強のランナーが大磯プリンスホテルに集結し、それぞれの思いを胸に湘南の地を走り抜けます。

その中に、土地家屋調査士の名称を少しでも多くの目に触れて欲しいと、走り抜けた30人強の土地家屋調査士がいました。

この企画は今回で4回目となって回を重ねるごとに賛同者も増えてきており、懇親会もあわせて前回以上に盛り上がることができました。

私は、湘南国際マラソン10 Km土地家屋調査士参加の取りまとめとエントリーを担当しておりますが、このマラソン大会は年々人気が高くなってきており、毎回20時からネットでの申し込みが始まり、同時に申し込みが殺到してなかなか繋がらなく、1クリック毎に、順次繋いでいる旨のメッセージが出て、4、50分画面が止まります。

ここで慌てて再エントリーなど行くとドツボです。「申し込みができなかったらどうしよう」という焦りを抑え、ただただ次の画面に進むのを待ちます。(最初の年は本当にこれでいいのか?非常に悩みました。)

やっと繋がり、全員の申し込みが完了したのは午前4時を回っており、毎回大変ですが、マラソン後のみんなで飲む一杯を思うと疲れも吹き飛びます。

一次エントリー締切りの翌日には募集定員に達し、二次エントリーなど開始5分後には既に終了というほどの人気です。

最初マラソンに参加しようというときに、どうすれば『土地家屋調査士』の名称が一般の人目に触れるかを有志で話し合いました。

鉢巻、タスキ、帽子、マスク、着ぐるみ、旗…、いろいろ案が出ましたが、大会規定、参加土地家屋調査士の年齢や体力等に鑑み、Tシャツが現実的ということになり、お揃いTシャツを着て走ることになりました。

黄色が目立っていたとの意見から色を決め、デザインはデザイン性よりも分かり易さを重視するとの意見にまとまりました。

ロゴを『土地家屋調査士』と決め、後は、心静かに当日を迎えるハズでしたが、大会主催者から直前に



後ろ向き?いやいや俺の背中を見て走れ!です。マラソンには海野神奈川会会長や広報部長の参加があり、参加者の士気を高めていただきました。



当日のコンディション同様素晴らしい応援3・3・7拍子でした。

参加賞のTシャツが到着し、しかもそのTシャツの色が被ってしまい、急遽Tシャツカラーの変更というハプニングの年もありました。

大会当日は、マラソン会場の大磯プリンスホテルまでは最寄りの駅から歩くと些か距離もあり、体力の温存と混雑を避けるため、メンバーは一駅先の駅に集合してからタクシーに乗り合って会場入りしました。

余談ですが、私はマラソン参加の幹事なので1時間前に集合場所に行ったところ、既に到着して待っていた土地家屋調査士もおり、「遅れて迷惑かけても困るし、早めに来て集合場所付近の様子を見ていた。」との言葉に「この人は真面目な人だな。」と思ったのですが、いやいや他のメンバーも集合時間よりも早めに集まり、「土地家屋調査士というのは基本、常識のある人達だな〜。」と一人で妙な感心をしました。

※突然ですが、写真に出てくる変わった形の帽子は、神奈川県茅ヶ崎市の『ふれあい祭り』の時に作成した「芋」の被り物で、お祭りとマラソンの日程が重なり、お祭り以外に出番がなくなるのも可哀そうだし、被った方が目立つのではないかと思います、私の所属する支部の総務部長より特命をいただいて出動しております。

タクシーに分乗し会場入り、現地集合の参加者とも合流してスタートを待ちました。

スタート時間となり、各ランナーいっせいにスタートしました。



芋(頭の被り物)もスッカリ温まりました。

同じTシャツが一团でいると、興味を持って話しかけてくれた女性もあり、それなりの制度広報効果があったと思います。

スタート地点のステージ上のゲストに『土地家屋調査士』の名前をアナウンスして欲しいのですが「土地、土地…」と毎回読み上げてもらえず課題です。

スタート後は各自思い思いのペースで走りました。

私も含め、「芋」を被る特命をいただいた3名も各自のペースで走りましたが、思った以上に沿道からの声援をいただき、疲れたと歩いて歩けないといったプレッシャーを味わいました。(声援は本当にありがたいです。)

3人の「芋」土地家屋調査士の中には、かなりの割合で『調理師』頑張れ!との声援もあり、走りながら息が苦しいのに「調査士です」と訂正するのに難儀したというのもしました。でも、目立っていたので、個人的には(芋は来年もあり)だと思っています。

マラソンの結果も、土地家屋調査士全員がタイムアウトすることもなく完走でき、中には日頃から練習を重ね、前回比で30分もタイムを縮めた人もおり、懇親会での達成感にあふれた表情はとても印象的でした。

「水分を失った後は、急いで水分補給!」ということで、場所を健康ランドに移して汗を洗い流しサッパリしてからおいしい水分補給へと続けました。

果たして、この動きが如何ほどの広報活動になったかは分かりませんが、普段話す機会がない他支部の人とも走りを通じて話すこともできて、とても楽しかったのでエントリーの難しさは残りますが継続できれば良いと思います。

鳥取会 『ウォーキングで地域ブランディング』

鳥取県土地家屋調査士会 遠藤 公章

我が会の会員自慢として鳥取会がご紹介いたしますのは、鳥取会の現在の副会長兼総務部長兼財務部長として大活躍されております、遠藤公章会員です。

遠藤会員は、平成4年に開業され今年で開業22年目に突入されていますが、現在45歳とお若く、土地家屋調査士以外に他方面でもいろいろ活躍されております。

今回は、本文にも出てきますが、「伊能ウオーク」が始まりで出来上がった鳥取県の中部倉吉市で開催されている「SUN-IN未来ウオーク」の実行委員長としての遠藤会員をご紹介いたします。

鳥取県土地家屋調査士会 広報部長 太田 達男

■「伊能ウオーク」。

全ての始まりはここからでした。2000年私が鳥取県土地家屋調査士会広報部長を務めていた時「伊能ウオーク」が鳥取県にやって参りました。担当だった私は鳥根県土地家屋調査士会から伊能ウオークキャラバン隊を引き継ぎ、無事兵庫県土地家屋調査士会へと引き渡すことだけに集中する予定でした。ところが、伊能大図展が当初、県内鳥取市1か所の予定が急遽私の地元倉吉市での展示も決まりました。その倉吉大会が予想以上に盛り上がり、翌2001年より、倉吉大会に関わった地元メンバーが、ウオークで地域を元気にしたい、と今年で13年13回続く「SUN-IN未来ウオーク」を開始し、私もその運営法人「NPO法人未来」立ち上げメンバーの1人になり、現在、実行委員長を務めています。今でこそウオーキング人口4,000万人ともいわれ、全国各地でウオーキング大会が開催されておりますが、当時、鳥取県においてはウオーキング大会はあまり認知されていませんでしたが、会を重ねるごとに少しずつ認知されるとともに、成果を実感できるようになりました。



実行委員長 遠藤会員



大会風景

■ウォーキングの5K

日本ウォーキング協会の提唱によるウォーキングの5Kは、「健康」「観光」「交流」「環境」「教育」の5つの効用を示します。この各視点と、当法人基本理念「地域と子どもの未来を創造」を組み合わせ、日頃のわたしたちの活動指針としています。

■ウォーキング立県とっとり

2009年、鳥取県知事・日本ウォーキング協会・韓国の大韓ウォーキング連盟の鼎談を設定、ウォーキングによる地域づくりを推進していく「ウォーキング立県とっとり」宣言を実現。以後、県や県内自治体とのウォーキング関連事業の協働が進みました。

■大韓ウォーキング連盟との国際交流

韓国江原道原州市「韓国国際ウォーキング大会」と市民交流を深め、2004年に協定を締結し、以後、毎年互いの大会に参加を続けています。2010年、

韓国原州市からウォーキングを出発し、日本海をフェリーで渡り境港で入国、そこから倉吉市まで歩くという国境をまたいだ日韓ピースウォーキング大会を開催。国境・海をまたぐ2か国共同開催のウォーキング大会は世界初、両国の参加者は深い感動を共有しました。

■日本マーチングリーグ(JML)加盟

昨年、全国3,000以上のウォーキング大会の中で最高峰のリーグ「JML」、日本サッカー界に例えれば「J1」に全国唯一の民間主体の大会として加盟し、全国から参加いただいております。

■ウォーキングリゾートの創造～日本初のウォーキングカフェ「Café ippo」の開設

鳥取県の中央部にある東郷湖畔(トリンドル玲奈さんのCM「鳥取のハワイだでえ～」のエリア)を中心とした鳥取県中部エリア一帯を「ウォーキングリゾート」(造語)と呼んで地域づくりを集中的に行う



カフェイッポ

べく、その第一歩となる拠点として日本初ウォーキングカフェ「Café ippo」(飲食機能、物販機能、温泉等地域資源PR機能)を2012年8月より開設・運営しています。国内はじめ韓国観光AGT等からも注目され、観光商品造成に向け始動しています。

今年の「SUN-IN 未来ウォーク」は6月15・16日開催です、全国の土地家屋調査士の皆様のご参加をお待ちしております。

NETWORK 50

ネットワーク50

島根会

「出前授業をやってきました！」

広報部長 中村 達朗



『会報 島根』第101号

私が広報部長になった1年半前、当時副会長であった出雲の青木調査士より「いつかはどっか学校にいつて出前授業みたいなものをしていねえ」という言葉を聞き、以

来それが頭の片隅にありました。

一年が過ぎましたが、なかなか自分が言い出しっぺになって実行するだけの勇気が出ず、「まあ..また来年検討すっか～」と、心の

中にしまいこんでいました。ところが、ある飲み会の時、木戸副会長から「二人とも松江農林高校の出身だし、母校ということで出前授業の話を持っていったら、



ちょっとはいけえかもしれんぞ。」という言葉。「そしたら、木戸さん、一緒におねがいね」と飲み会でのやりとり。これで水は流れ、頼もしいアドバイザー兼相棒を得て、気が楽になりました。

まあ、ダメもとでと、調査士会の会報や、ADRのパンフレット、無料相談会の広告見本などを用意し、「きちんとした団体ですよ」と身だしなみを整え、いざ学校へ。事務長さんを通じてお願いしたら、トントンと話がまとまり、12月20日に担任の岡田先生との打ち合わせとなりました。「じゃあ、この日にしましょう」ということで、1月25日(金)の2時限目に決まり、環境土木クラスの1年生40人を前に、木戸副会長とふたり、50分の時間をなんとか務めてきました。(授業のあとで担任の岡田先生と話していたところ、益田の高校に勤務されていた

とき、生徒さんの一人が土地家屋調査士に興味をもっていたとのこと。これも幸いでした。)

さて、このクラスでは3年生の時に、【測量士補】の国家試験に挑戦するようになっており、今年も8人合格されるなど、試験に対する取り組みが積極的です。

そこで、まずは土地家屋調査士試験との関連性(1次試験が免除)から話を進め、実務の内容に関しては、【マンガでわかる土地家屋調査士のしごと】をテキスト代わりにして、専門用語の解説や、実務での体験談を加えたりしながら、木戸調査士と二人で紹介していきました。

生徒さんから見たら、「どっかのおじさん二人が話しに来たで～」という感じではないかと予想していましたし、私たちも高校生を前に教壇に立つのは初めてです。緊張しながらも、ちょっとでも興味を

持ってくれたらと思い、進めていきました。これも、二人だからこそ、なんとかできた感じです。

授業が終わってから担任の先生と話し、「やはり、こういう内容は3年生ぐらいの方が、まだ理解しやすいかな。」との感想も持ちました。しかし、この1年生が、家に帰って、お父さんやお母さんに、「今日、こんな職業の人が来たでえ」と話し、家族団欒のひとつのネタになれば、それでよしとしよう、と自分の中ではひと段落つき、学校を後にしました。

ところが、後日、生徒さんたちの感想文を読ませていただくと、

「うーん！農林高校の1年生、ちゃんと聞いてごいて、よう考えちょーがね」と熱い気持ちになりました！

又、この事は、新聞の地方欄にも、掲載され、よい広報活動となりました。

..... 松江農林高校の生徒さんからの感想を掲載させていただきます。

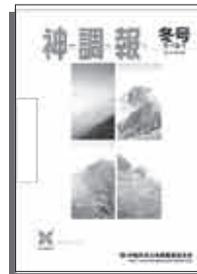
DATE		学	番
題	土地家屋調査士の方々の話をきいて	年	号
目	今回、土地家屋調査士の方々の話を聞いて、強く思ったこと、はじめて思ったことか、ありました。事前に配られた、マンガをもとに、土地家屋調査士について詳しく説明してもらってとてもいい経験になりました。僕は、この授業を受けるまで、土地をもらう時はあげてもらう方が納得すればいいと思っていました。でも今回この授業を受けて、色々な手続きをしなければ土地をあげた事にならないという事を知り、難しいなと思いました。でも、僕がここで思ったのは、こんな難しい手続きなどを、簡単にこなす土地家屋調査士の方々がとてもかっこいいなと思いました。今回の話を聞いて、土地家屋調査士という仕事もいいなと思いました。話の中では今回、来られていた土地家屋調査士の方2人とも、高校の時に、測量士補試験を受けたとおっしゃっていました。僕も、できれば高校の時に、測量士補試験を受けておきたいです。そのため、2年生から土木コースへ行き、測量士補試験や、クレーンなどの資格を得て将来、土木関係の仕事につこうと思ったときに、少しでも有利であるようにたくさん資格を取っておきたいと思はす。今回の話を聞いて、たくさん資格を取って就職を有利にするという気持ちか、前よりずっと強くなりました。このような授業をしていただきとても勉強になり、うれしかったです。今回、お話しをしていただいた、基本的なことか専門的なことまで、しっかり頭にいれ、この授業が、お役にたかならないうようにこれからしっかり学んでいこうと思いました。	1	

松江農林高等学校環境土木科

神奈川会

「東京工芸大学厚木キャンパスにてセミナー開催」

広報部次長 中川 裕久



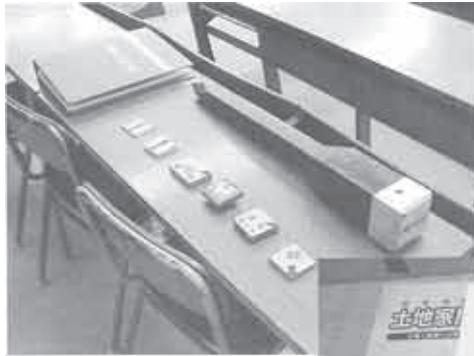
『神調報』第416号

平成24年12月1日の土曜日に、東京工芸大学厚木キャンパスで、これから就職活動を始める建築学科の学生たちを対象に、土地家屋調査士制度を紹介するセミナーが

開催された。神奈川県土地家屋調査士会では3年前から各支部が中心となり、工業高校を対象にした“出前授業”は実施しているが、大学生を対象にしたセミナーの開催

は初めての試みである。これは制度対策特別委員会が企画立案して大学側に提案、実現したもので、午前11時から12時30分まで1時間半の課外授業として行われた。

セミナーには男女合わせて66名の学生が参加し「予想以上に大勢の学生が参加してくれた。大成功と言えるのでは」(海野会長)と言う盛況ぶり。皆“土地家屋調査士”という聞きなれない資格について熱心に耳を傾けていた。講義は4つの項目について、1項目約15分を4名の委員がそれぞれ担当



準備した配布資料。左からクリアファイル、制度対策特別委員会作成のオリジナル資料、土地家屋調査士制度の広報ポスターの縮小版、おなじみのリーフレット。↓

↑境界標の実物と二宮金次郎マップも展示。



して行われた。

最初の講義は『土地家屋調査士試験について(加藤副委員長)』

受験資格や合格率のほか、開業後の年収についても言及。特に年収については今まで見落とされがちであったが、就職活動は学生たちにとって人生設計の第一歩であり、ある意味最も重要なことであ

ると思う。

2番目は『建築設計と土地家屋調査士(林委員)』

狭あい道路に接した敷地に建物を計画する際、セットバックの位置の算出には、まず道路との境界を明らかにする必要があるなど実務上の話のほか、建築と登記のかわりを知っておくことは大切で

ある。建築設計と土地家屋調査士との接点について説明が行われた。

3番目は『土地家屋調査士の業務(花上委員長)』

実際の業務内容についての説明のほか、土地家屋調査士として開業しなくても、建築士としての知識を更に広げるために土地家屋調査士の資格取得を目指してもよい



始めに加藤副委員長が土地家屋調査士試験について講義。彼の手拔きのないスーツの着こなしは、作業着姿が定着している筆者も見習わなくては、と思う。↓

↑建築士でもある林委員が、穏やかな語り口調で建築設計と土地家屋調査士業務との関連について講義。建築学科の学生たちにとっては、なじみやすい内容であったと思う。



のでは、とのアドバイスがあった。
最後は『公共事業と土地家屋調査士(山口委員)』

聴講学生と年代が近いことから
ご自身の就職活動の体験談を始め
に、混同されがちな測量士と土地
家屋調査士の違いについて、また
主に発注者や規模、費用の負担元
の違いによる基本測量、公共測量、
その他の民間の測量の分けにつ
いての説明があった。

今回のセミナーを通し、関係者
からは「就職活動に関係する内容
だったので、皆真剣だった。セミ
ナー終了後に学生から試験対策に
ついていろいろ質問を受けた」(有
野広報部長)との感想のほか「これ
をきっかけに課外授業ではなく本
講義として不動産登記法を中心と



↑最後に登壇した山口委員。同じく
就職氷河期に就職した、という自
身の就職活動の体験談も披露。講
師の中では最も若く、年齢が近い
学生たちも親しみを覚えたのでは。

境界の調査が不十分なまま建物を建
築した場合の起こりうるトラブルに
ついて、略図を描いて説明する花上
委員長。講義慣れしており説明も滑
らか。土地家屋調査士(測量)を職業
として選んだ理由が“数学と外業が好
き”というのが面白い。↓



したとした講義を1コマ、是非実
現したい」(花上委員長)、「学生も
色々な個性を持っている。講義す
る我々の側も異なる個性の人材を
うまく織り交ぜたほうが、学生も
面白いだろう。今後、他の大学に
も広げたい」(上田副委員長)との
意見、目標も聞かれた。

最後に、今では就職氷河期とい
う言葉がすっかり定着してしまっ
た感があるが、就職を控えた学生
たちに対しては、今後希望する職
業に就き充実した人生を送ってほ
しいと切に願うばかりである。今
回のセミナーが学生たちの人生設
計の一助になれば幸いである。

法務省保護局より お知らせ



お知らせ

法務省保護局公式 ツイッター始めました!

アカウント名: MOJ_HOGO
アドレス: http://twitter.com/MOJ_HOGO

法務省保護局では、広く国民の皆様
に更生保護についてご理解いただくため、
2月1日からツイッターでの情報発信
を開始しました。

- ・更生保護関連行事
- ・社会を明るくする運動
- ・更生保護ボランティア
- ・保護司名言集

など、さまざまな情報をわかりやすく
お届けします。皆様からのフォローを
お待ちしております!

ツイッターとは...

ツイッター(twitter)とは、140文字以内の短文
を不特定のインターネット利用者に公開できる
サービスです。ご自分のパソコンや携帯電話、
スマートフォンで保護局のツイッターを「フォ
ロー」すると、保護局からの情報が自動的に
配信されるので便利です。



更生ペンギン

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

2月16日
～3月15日

2月

16日

内木重治氏の黄綬褒章受章記念祝賀会

発起人代表である寺尾広島会会長のもと、多年にわたり職務に精励され制度の発展向上に尽力されたご功績により、多くのご来賓の出席のもと盛大に黄綬褒章受章記念祝賀会が開催され全国の会員を代表して祝辞を述べさせていただきました。

19日

全公連平成24年度第2回研修会、懇親会

研修会で現在連合会が取り組みをしている地図作成作業また未登記建物の解消についての説明を行うとともに公嘱協会に対して協力をお願いをした。また、前田前国土交通大臣をはじめ漆原国会対策委員長の出席により盛大に懇親会が開催された。

23日

鈴木洋美氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

発起人代表である五十嵐福島会会長のもと、多くの国会議員そしてご来賓の出席により、永年にわたり業界の発展に寄与された功績により黄綬褒章受章記念祝賀会が盛大に開催されましたこと、誠におめでとうございます。

24日

木村保成君の黄綬褒章受章を祝う会

発起人代表である米澤静岡会会長のもと、多くのご来賓また会員の出席により黄綬褒章受章を祝う会が盛大に開催されましたことに、心よりお祝いを申し上げます。

27日

有馬厚彦先生の告別式

有馬先生には2月初旬からの入院、加療にもかかわらず、この度のご逝去に対して、慎んでお悔みを申し上げます。

28日

高村正彦議員「朝食勉強会」

京王プラザホテルにての勉強会で、高村正彦議員を囲む会が出席者多数の中で開催され、現在の政治状況についてご講演を拝聴した。

3月

4日

清水湛顧問との打合せ(道路内民有地の取扱い等について)

専務理事、総務部長出席

予てから研究所で研究されていた道路内民有地の取扱い等について、ご意見をお伺いするとともに今後の施策についてご相談を申し上げた。

5日

片山さつき議員「片山さつき政経フォーラム」に出席
東京プリンスホテルにて、片山さつき政経フォーラム「2013年の景気・危機管理は？」と題したご講演を拝聴した。

6日

平成24年度第2回全国会長会議の議事運営等に係る事前打合せ

松本大阪会会長、関根副会長、専務理事、総務部長出席

7日

平成24年度第15回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回全国会長会議における質疑への対応について

7日～8日

第2回全国会長会議

各土地家屋調査士会長、各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

11日

東日本大震災二周年追悼式

国立劇場にて、天皇、皇后両陛下のご臨席を拝し、政府、各国外交官、各種団体代表者において追悼式が厳かに執り行われました。まだまだ復興においては長い時間がかかりますが、地元の土地家屋調査士諸兄が中心となり復興に寄与していただくことをお願い申し上げます。

14日

民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟総会

竹谷専務理事、全調政連から横山会長、市川副会長、小沢幹事長同席

参議院議員会館にて「民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟」の総会にて、会長に元法務大臣小川敏夫氏、副会長に原口一博氏、同黄川田徹氏、三日月大造氏、増子輝彦氏、室井邦彦氏、幹事長に大串博志氏、事務局長に金子恵美氏、事務局次長に大河原雅子氏そして顧問に元国土交通大臣前田武志氏が就任されました。今後のご協力とご活躍をお願い申し上げます。

15日

日本地図センター評議員会

第3回評議員会が日本地図センター会議室で開催され、平成24年度の事業執行及び決算報告、そして平成25年度の事業計画及び収支予算について審議を行い、提案どおり承認されました。

第一東京弁護士会創立記念講演・記念式典並びに祝賀会

帝国ホテルにて、創立90周年記念式典・祝賀会が盛大に開催されました。記念講演として「裁判とミステリー」と題して推理作家の夏樹静子氏の講演にはじまり、式典では50年以上在会会員表彰が行なわれ、来賓祝辞では最高裁判所長官、法務大臣、日本弁護士連合会会長、検事総長から祝辞がありました。当連合会に関係団体としてご招待があり感謝を申し上げます。

会務日誌

2月16日～3月15日

2月

20日～21日

第7回業務受託環境整備PT会議

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記関連業務に関する履行状況調査について
- 2 平成25年度事業計画(案)について

22日

第11回業務部会

<協議議題>

- 1 「調査・測量実施要領」に関する指導、連絡対応について
- 2 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する指導、連絡対応について
- 3 業務実態調査の実施項目の検討について
- 4 コンプライアンス・プログラムの改訂について
- 5 筆界特定に関する情報の収集について
- 6 平成25年度事業について

- 7 登記基準点についての指導及び連絡について

- 8 国土調査法第19条第5項について

- 9 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携について

- 10 調査・測量実施要領改訂(案)について

- 11 国又は地方公共団体が所有する未登記建物調査等について

26日

第8回地図対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成25年度の地図対策室の事業方針について
- 2 登記所備付地図作成作業の積算歩掛に関する情報提供について

第9回総務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 懲戒処分事例集の作成について
- 2 第1回全国会長会議における各土地家屋調

査士会からの質問・要望(総務部関係)の対応について

- 3 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について
- 4 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)について

28日

第9回社会事業部会(電子会議)

<議題>

- 1 平成25年度事業計画(案)について

28日～1日

第2回日調連技術センター会議

<協議議題>

- 1 認定登記基準点の位置情報公開システムの運用と改善点の検討について
- 2 地図情報・位置情報・地籍情報の世界と日本の動向について
- 3 権利関係を明確にする図面提供について
- 4 国土調査法第19条第5項における認定登記基準点の利用について
- 5 不動産登記法第14条地図作成作業において設置した図根点の認定登記基準点(4級)としての認定について
- 6 登記基準点の認定申請における提出物について
- 7 日調連技術センターに係る平成25年度の事業計画案及び予算案について

3月

4日～5日

第6回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充と運用について(ウェブシステムを活用した研修)
- 4 研修資料の拡充及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発と推進について
- 7 土地家屋調査士特別研修の今後の方針について

8 日本司法書士会連合会との意見交換会について

- 9 平成24年度研修部事業経過報告書について
- 10 第8回土地家屋調査士特別研修について

7日

平成24年度第15回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回全国会長会議における質疑への対応について
- 2 調測要領委員会の設置及び平成25年度事業予算の変更について

7日～8日

第2回全国会長会議

<議事>

- 1 連合会報告
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 3 第8回及び第9回土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 4 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について
- 5 意見交換
- 6 平成25年度事業方針大綱(案)について
- 7 平成25年度事業計画(案)について
- 8 平成25年度予算編成の概要について
- 9 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 10 日調連共済会団体定期保険制度の廃止について

14日

第5回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成25年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 3 境界問題相談センターの紹介について
- 4 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 5 4月号の編集状況について
- 6 5月号から7月号の掲載記事について

ちようさし俳壇

第335回



一期一会

水上陽三

一期一会あまりに多し春の星
新顔の春の訪れPM2.5
堅香子の一芽出たるあしたかな
春泥の乾きて掃かる箒の目
三月十日兵として見し首都炎上
初蝶と見しは幻追悼会

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

早梅や傍らに鳴る絵馬の数
きさらぎの漣に馴れ水位計
三月の桜は闇を楽しむ木
浅春の青空へ翔つジャンプの子
国会の模様見てゐる春の昼

茨城 島田 操

うららかや手垢のつかぬ電子辞書
春寒し馴染みの老舗戸を閉ざす
農日記けふ種浸したることを
野辺送りして来し靴に春の泥
啓蟄や砥石で落す鎌の錆

茨城 中原ひそむ

セシユームにおののく里の山眠る
初鶯の原発睥睨して去りぬ
復興は遅々と進まず東風光る
津波禍の漁港に冬の月昇る

卒寿まで生きる心算の冬帽子

東京 雅々女

春近し日増し明るき退社どき
寒つばき一つは淋し鶴を呼ぶ
梅一幹古刹と恩し佇まひ

埼玉 井上晃一

宿題の孫と二人の春炬燵
菜の花や静かに進む飛行船

愛知 鍋田建治

木枯しや調査士ポール握りしめ

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

三月の桜は闇を楽しむ木

桜だけでも桜の花を表し春の季語となるがこの場合は桜の木であるから季重りとはならない。三月の月のないわゆる春の闇夜で、幾分なまめかしい雰囲気に伴う。桜の木に花を付ける前の爆発寸前の氣息を感じた作者は、あたかも闇を楽しんでいると感受したのである。

うららかや手垢のつかぬ電子辞書

島田 操

最近広辞苑に代わって電子辞書が普及し俳句を作ろうとする人にとっては欠くことのできない物となっている。紙の辞書ならばページをめくるから当然に手垢も付くが、電子辞書は手垢はつかない。当たり前のことを述べたにすぎないが、季語を配することによって当たり前のことが詩を生み出す。それが俳句なのである。

セシユームにおののく里の山眠る

中原ひそむ

今回始めて投稿いただいた人であるが、東日本大震災に関わる一連の俳句の中の一語である。茨城会に所属されて居られる。福島原発の放射能汚染が茨城の一部にも及んでいくと聞く現在、おそらくその辺を踏まえての作品であろう。放射能は目にするものの出来ないもの故にその恐怖は想像を絶するものがある。人間はおののく事も除染することも出来るが、自然は大方成り行き任せということになり冬になれば山は眠り春になれば目覚める。暗に抗することのできない恐怖を素直に表白したものである。

※今月号の投句作品の中に次のような無季いわゆる季題の無い作品が見えた。

母逝きて泣き場所探す父がいた
くもり晴れ狐の嫁入りまた晴れる

取り敢えず二句掲げてみた。初心者と言われているので当然とも言えるが、当俳壇は俳句のきまりとして有季定型の俳句に限定している。ご承知のように俳句は何時でも何処でも紙と鉛筆がありさえすれば作り、書き留めることが出来る。しかし、有季という見地から俳句を作ろうとする場合はまず季節を表す季語を知っておく必要がある。そこで必要な必携の書として春夏秋冬新年に分類した季語の集成である歳時記(季衣寄)なるものが必要なのである。この歳時記によって季語を知悉することにより、その時その場に適した季語を詠み込み、五・七・五の定型で表現したとき俳句が生まれる。前掲の句に戻り、一句目は、作者にとつて母は父にとつては妻なので、「妻逝きて泣き場所探す父の春」として、楽しい春が父にとつては悲しい春になってしまったことを間接的に彷彿させれば良いだろう。二句目は内容を整理してみると、曇りから晴れて狐の嫁入りといわれる日当たりながらの雨となり、雨が止んで晴れとなる。ということであろう。そこで「曇り後晴れ日照雨して春深みゆく」上五は字余りであるが、上五の字余りは柔軟に考えてよいであろうし、日当たりながら降る雨はソバエという言い方もあるので字引を引いていただきたい。こうして季語を配することを覚えてほしい。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年 2月 1日付
 東京 7770 石井 修 神奈川 2953 菅原 大悟
 神奈川 2954 地野 透 神奈川 2955 堀井 清行
 埼玉 2525 高森 雄 千葉 2124 森下 典和
 茨城 1430 村松誠一郎 山梨 393 宮下 幸宏
 新潟 2188 和田 正次 大阪 3184 木村 興希
 兵庫 2410 西川 千恵 奈良 426 植田 仁久
 奈良 427 園田 秀章 愛知 2825 澤田 道孝
 愛知 2826 平野 昭宏 岐阜 1243 坪井 章
 広島 1846 高橋 宏明 岡山 1364 大福 勝則
 岡山 1365 澤田 昌浩 長崎 779 早田 博信
 熊本 1183 金子 敏男 宮崎 785 稲元 志朗
 岩手 1138 岩淵 司 岩手 1139 栃沢 光芳
 札幌 1169 武重 雅昭 札幌 1170 橋本 昌樹
 札幌 1171 藪 孝雄 香川 700 高尾 司

平成25年 2月12日付
 東京 7771 榎林 年洋 埼玉 2526 小島 功
 埼玉 2527 戸井田 修 茨城 1431 檜山 政則
 大阪 3185 羽入 敦子 兵庫 2411 佐藤 浩之
 兵庫 2412 丸山 敦司 奈良 428 椿 裕久
 三重 874 松井 金也 福岡 2219 松本 基
 佐賀 546 中村 勝十 札幌 1172 本間 朗久

平成25年 2月20日付
 神奈川 2957 堀尾 武史 群馬 1013 小林 豊
 愛知 2827 比嘉 大輔 福岡 2220 松本いづみ
 高知 660 下村 貴之

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年 4月24日付 大阪 1972 前川 典夫
 平成24年11月13日付 愛知 1937 岡田鎌太郎
 平成24年11月19日付 東京 5037 本井 泰夫
 平成24年12月28日付 茨城 774 園部 友善
 平成24年12月29日付 茨城 1075 木村 健二
 平成25年 1月 7日付 新潟 1763 外山 禎一
 平成25年 1月24日付 広島 1401 高橋 宏

平成25年 2月 1日付
 東京 7712 木村 敦之 静岡 1700 八木 幸男
 大阪 1150 高杉 昭規 大阪 2126 岡田 紳治
 愛知 1746 原 秀樹 愛知 1979 西村 隆裕
 岐阜 870 杉原 四郎 宮城 997 赤間 義則
 福島 1269 添田 莊明 青森 529 後藤 正記
 釧路 201 中井 敏明

平成25年 2月12日付
 埼玉 1514 須寄 修 栃木 749 木下 良雄
 長野 2385 小山田祐康 新潟 1849 品田 健
 島根 343 高橋 正弘 福岡 1046 井手 和芳
 長崎 576 今西 章二 鹿児島 434 吉元 哲三
 鹿児島 821 瀬之口澄洋 岩手 1101 菅井 陸郎
 香川 474 新津 晃一

平成25年 2月20日付
 東京 5880 熊坂 基 東京 6134 山本 博士
 埼玉 1213 舟橋卯佐美 茨城 953 滝田 平
 大阪 2085 淺埜 正明 大分 585 重藤 善信
 鹿児島 867 地福 義久

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年 2月 1日付
 神奈川 2871 松井 豊 神奈川 2923 三枝慎一郎

平成25年 2月12日付
 千葉 2064 岩村 航

平成25年 2月20日付
 長野 2564 松島 仁 大阪 3073 久保加奈子
 札幌 1147 佐藤銀次郎

告知板

土地家屋調査士新人研修修了者

平成24年度土地家屋調査士新人研修(近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

近畿ブロック協議会(65名)

大阪会(21名)

梅山 薫	濱田 真輝
牧 重彦	森留 禎雄
砂邊 愛尊	薄出 茂
中山 隆	池澤 修
松葉 正	大野 憲一
安永 孝康	奥田 祐次
益岡 亮治	和田 浩文
三嶋 智治	渡口 優
神田 悠	二上 剛己
武下 淳	西明寺 雄大
稲垣 智	

京都会(7名)

三浪 順	中西 秀一
上川 昌彦	渡邊 大介
本田 安男	堤下 克彦
宮本 智司	

兵庫会(20名)

草ヶ谷 岳男	水田 直樹
井上 雅之	田中 亮太
大西 理	尾端 敬之助
高田 康宏	廣瀬 孟司
大平 祐規子	平井 万也
木田 宏	竹内 尚
淺田 英範	中西 隆博
吉田 昌弘	岸本 有宏
阪田 弘毅	田淵 文昭
丸山 敦司	西川 千恵

奈良会(7名)

竹村 昌史	仲嶋 秀樹
寺田 政好	松岡 芳明
佐藤 将太	植田 仁久
園田 秀章	

滋賀会(4名)

齋内 英和	伊藤 久夫
樋口 勝訓	中村 洋三

和歌山会(6名)

田中 弘志	森尾 新平
藪 雅也	奥崎 卓哉
松波 学	坂口 了太

(順不同・敬称略)

中部ブロック協議会(43名)

愛知会(19名)

日野 洋一	高柳 琢
伊藤 寛和	足立 竜之介
神谷 豊	三浦 章司
岡野 孝治	鈴木 康弘
小嶋 貴司	志村 厚
谷川 博紀	伊藤 絃一郎
勝田 崇	加藤 昌士
倉富 賢	加藤 充
関 孝佳	酒井 靖
平野 昭宏	

三重会(5名)

廣森 貫氏	瀬古 貴文
宮本 斉	吉田 穰次
小松 哲也	

岐阜会(12名)

平田 恵三	高橋 祐史
加藤 幸長	佐野 幸久
箕川 拓未	門田 寛之
伊串 康晴	打保 信一
三輪 政康	神田 尚紀
田中 大輔	岩井 恭子

福井会(1名)

倉田 英樹

石川会(4名)

森田 良雄	村中 千鶴子
神佐 佳美	小林 大祐

富山会(2名)

友澤 健太郎	西山 剛
--------	------

(順不同・敬称略)

中国ブロック協議会(35名)

広島会(9名)

石垣 治彦	山本 賢治
武部 清史	三浦 康明
須本 一裕	伊藤 稔
吉村 光平	西本 直樹
高橋 宏明	

山口会(7名)

桑田 貴昭	高嶋 雄一
末富 洋一	中村 達郎
山本 伸昭	中村 将二
水落 聡	

岡山会(12名)

岡 昌宏	坂本 修一
坂田 弘美	浦上 優
國定 龍也	澤田 昌浩
芳賀 仁	安藤 和弘
佐藤 慎平	高木 鉄美
蛭田 英由基	守安 崇雄

鳥取会(2名)

吉田 康憲	中田 洋一
-------	-------

島根会(5名)

山中 慶典	吾郷 克之
石橋 淳二	山田 一樹
常松 慶久	

(順不同・敬称略)

九州ブロック協議会(39名)

福岡会(17名)

山本 繁樹	串田 達治
夏山 靖弘	高崎 剛
中村 洋介	島添 謙二
原 和義	石賀 正則
石矢 眞	新井 誠大
小野 和弘	古賀 辰啓
国崎 行宏	廣田 慎一郎
村中 元氣	松本 いづみ
大藪 友一	

佐賀会(2名)

飯盛 誠	藤瀬 和男
------	-------

長崎会(6名)

本田 将之	善住 尚之
森川 義久	早田 博信
上戸 聡	秋寄 喜多郎

大分会(3名)

安藤 祐矢	安東 賢俊
高橋 崇直	

熊本会(3名)

豊崎 有梨	金子 敏男
秋永 伸也	

鹿児島会(4名)

松元 伸一	川越 勝二
田中 正文	安井 秀樹

宮崎会(3名)

四位 真吾	岩永 正一
木牟礼 和幸	

沖縄会(1名)

池原 祐治

(順不同・敬称略)

東北ブロック協議会(26名)

宮城会(5名)

中嶋 秀	田中 正平
佐藤 洋輔	亀山 祐司
春日 欣也	

福島会(4名)

西坂 直人	加藤 一宏
加藤 修吾	金子 正人

岩手会(9名)

永野 智之	中村 允
栃沢 光芳	岩渕 司
小田島 朋道	小笠原 正喜
松木 英樹	松下 宏伸
瀬川 真	

秋田会(1名)

伊藤 洋介

山形会(3名)

島津 賢太郎	鈴木 智春
阿部 和宏	

青森会(4名)

神 徹也	力石 優
藤嶋 雅章	小向 直人

(順不同・敬称略)

北海道ブロック協議会(14名)

札幌会(9名)

平井 孝委	遠藤 翼
楠 健司	石川 伸之介
藪 孝雄	武重 雅昭
橋本 昌樹	坂本 貴史
本間 朗久	

旭川会(3名)

安川 武宏	小泉 悟
山田 篤	

釧路会(1名)

渡部 尚博

(順不同・敬称略)

函館会(1名)

佐々木 登

四国ブロック協議会(19名)

香川会(6名)

東山 直樹	高橋 秀樹
石田 真一	岡崎 浩二
美濃 章	高尾 司

高知会(4名)

松坂 論志	橘 秀明
下村 貴之	田岡 拓次

徳島会(4名)

青山 泰士	笹山 聡
天野 秀紀	埴淵 素史

愛媛会(5名)

松浦 信一	渡部 真一
曾我部 和也	佐野 梓
野田 真吾	

(順不同・敬称略)

土地家屋調査士国民年金基金へ 加入する権利を行使しなくて良いのですか

香川会 藤原 久司

先日、土地家屋調査士国民年金基金事務局から丁重な手紙をいただき、連合会報への掲載記事の依頼をいただきました。

記憶を辿りながら、起稿させていただきます。

私が当年金基金に携わったのは、平成3年7月10日の発足時に、四国ブロックから1名の代議員として選抜推薦されたことに始まります。当時、単位会の共済制度の改正などは関与したことがありますが、年金に関する知識は全く持ち合わせてなく、自らの不甲斐なさを痛感しつつ就任した記憶が蘇ってきます。以来、監事として6年、理事として9年、通算して15年の永きにわたって務めさせていただきましたが、「今は本当に良かった。目覚めさせてもらった。」と思っています。それは何故かと申しますと、私は土地家屋調査士事務所開業時(昭和46年)から「自分に万が一のことが生じても家族が困窮することのないように」として積立満期方式の生命保険を極力避け、掛け捨て方式のもの(即ち保険金額の大きなもの)を好んで契約をしていました。保険金額は数億円が数口、年間掛け込み額は数百万円であったこともありました。当時、45歳であった私は保険に対する考え方が前述のとおりであり、一生を考えての設計をすることを忘れていました。年金基金の役員として就任をした時点では、自らの掛けられる限度範囲の最大を意識して加入し、妻も些少ではありますが加入させていただいています。当時において、20年後の1か月の家計費を35万円でモデル設計していたように記憶しており、基礎年金と上乘せの年金基金を合算して加入口数を検討した記憶があります。今思い起こしますのは、会議資料のなかに年金数理人の意見書があり、会員数の増員期待が常に記されておりました。私たちは加入員数3,000人を目標とした加入推進について苦悩し、連合会や各単位会への協力・助成要請をしたり、資金運用についてもハイリスク、ハイリターンか、それとも安全主体型か、または併用型かなど会議に際し、協議検討を重ねたものです。そして、景気後退の社会経済状況の煽りを受けて平成12年度から平成14年度まで続いた運用赤字を、平成18年には解消できたことの報告を受けて安堵して退任できたことは幸せでした。

私は一昨年から、妻も今年の3月から年金を受給していますが、土地家屋調査士国民年金基金に加入していて本当に良かったと感じています。

当年金基金加入の権利を所持している土地家屋調査士諸侯へ、
是非とも、今一度考えて欲しい、そして設計して欲しい「土地家屋調査士としての人生を、
そして、その先も」



国民年金基金から

今に
ゆとり。

※掛金は全額所得控除で
税金がおとり。

老後に
ゆとり。

※基本は終身年金。
だから一生お受け取り。

自営業
フリーランスの
味方です。

わたしも、
国民年金基金です。
優香

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

フリーダイヤル 0120-145-040
<http://www.chosashi-npf.or.jp>

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15
シティ音羽2階205号

■ 「公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益法人移行と公益目的事業」

全公連副会長 塩川 豊

全公連に加盟している49の公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)の内、本年3月1日現在、内閣総理大臣より公益法人として認定を受けた協会が9協会、道府県知事若しくは道府県の合議制の機関より認定、若しくは答申を受けた協会は22協会で、合計31協会となりました。残りの協会についても、申請中若しくは道府県の合議制の機関と予備審査を行っている状況であり、本年11月末までには各協会が希望する形態への移行ができるものと考えております。

ご承知のとおり、協会は昭和60年に法律の改正により誕生しました。当時の国会の答弁を読むと大量の嘱託登記の処理のため法人格を与え、嘱託登記を積極的に推進することが謳われており、我々も漠然と官公署の嘱託登記処理をサポートする公益法人として設立された団体という自負はありましたが、基本的な意義について深く考える余裕がないまま設立され現在まで至っているのが実情で、また、「今回の公益法人改革は、主務官庁の主観によって左右され天下りの温床となったり、営利法人に類似した法人や、共益的な法人が多数設立されて制度疲労が顕著となってきたので、国民の厳しい批判を受け大改正が行われるものだ。」と聞いて、法務局OBが在籍している協会はほとんどゼロに等しく、補助金も貰わずに赤字覚悟で地図作成を請け負っている我々こそが公益法人であると考えていました。

ですから、今回の公益法人制度改革により協会が行う事業について、土地家屋調査士の業務の社会的意義、協会の公益法人としての社会的意義について初めて考えたのではないのでしょうか。

前述の様に、当初全公連を含む各協会は当然法律によって設立された公益法人であり公益法人改革においても容易に移行できるものと考えており、土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)により設立された公益法人で、時代の要請と行政の円滑化に資する者として調査士法第63条を根拠とした準公共機関であるとして、『協会の事業は公益目的事業である』との主張を立てていました。

これらの主張を基に組み立てた公益目的事業を主体に平成21年の末に内閣府に愛知協会が申請したのが第1号となりました。

しかし、事業を行う地理的範囲について定款と議事録に齟齬があり内閣府への申請には適さないとされ、公益目的事業の検討に入らないまま平成22年1月に取り下げることになりました。その後は同年3月に沖縄協会が沖縄県に対し申請を行い、その後、準備のできた数協会が府県への申請を行いました。各府県は公益性の判断について直に結論を出した所がなかったため、しばらく大きな進展はなく、全公連執行部も対応に苦慮していました。

そこで、事態の打開を図るべく法務省に定款のモデル案を提出して意見を得るよう努力したり、議員連盟の先生方に要望書を提出したりといった地道な活動を行いながら各方面からアドバイスをいただきました。

そのように各方面への要望や状況の説明については、相当曲折はあったものの、ある程度順調に行き、内閣府公益認定等委員会事務局の担当者を研修会の講師としてお招きし、その打合せの中で、良く協会の制度について状況を把握していただいていることを感じ、大変有り難く心強く思いながら講演を頂きました。

その中で「協会は、調査士法において事業範囲が限定されているので、他の公益法人と異なり事業内容の検討は特に詳細にまで検討する必要があります。また、国民の権利を保護する事業、国民の権利を正確に調査・測量する行為、社員の業務の拡大でなく、国民の権利を保護するのに相応しい専門性を担う組織(共益団体と公益目的事業者の明確化)、協会の事業としての主体性と損害賠償の責任体制、これらが完遂できないと、国民がどんな不利益を被るかが、公益と共益の分岐点である。」との解説を頂き、公益性について立法時の状況等に固着するのではなく、現在行っている事業について、新たな視点から再検討(再発見)が必要であると感じ、公益認定等委員会事務局が公益認定について相当力点をおいて考えていることを自覚しました。

その後、各方面のご指導、ご協力により、法務省から協会の事業の公益性に関する文書を出していただくことになりましたが、その頃、謀らずも議員の

先生方のご好意から、公益認定等委員会事務局に早く公益認定を受けられるようにお声掛けをいただいたことが、逆に圧力と取られかねない事態となり、各方面に陳謝するとともに誤解を与えるような行動を避けることとしました。また、一部の協会が法務省の発出文書により公益のお墨付きを得たと考えて各道府県の合議制の機関の事務局に持参し協議しましたが、「法務省の発出文書は一定の評価は得たもののそれが免罪符にはならない。」との報告を受け、やはり公益目的事業の組み立てがしっかりしていないと、嘱託登記を処理しているだけでは公益法人とは考えていただきにくいという事を強く感じました。

しかしその頃、全公連では公益認定等委員会事務局の講演内容の解釈について意見が分かれ、今までの意見を踏襲した調査士法第63条の設立趣旨、それに基づく事業内容、協会の運営と理念を主体にした事業概要を主張する意見と、新たな視点から事業を大きく分けて、法定事業、関連事業として具体的に事業内容を掲載した方が良いとの意見が対立し、平成23年2月に開催した全公連第2回研修会には具体的な公益目的事業の概要は、提出することができませんでした。

そのため、結果として愛媛協会が旧来の公益目的事業による内容で内閣府へ申請をおこない、岩手、静岡協会は、旧来の公益目的事業に未完ではあるが新たな公益目的事業を共存させた内容を持って内閣府に申請を行いました。

ところが、同年3月23日に沖縄協会が申請していた公益認定に対し、沖縄県より不認定の答申がなされ、全公連及び全ての協会に激震が走りました。

我々協会の行く末がどうなることを心配しながら沖縄協会の不認定書の内容を関係者で精査した結果、やはり旧来の公益事業概要では対応ができないので、新たな視点からの事業概要を再度検討すべきだとの結論に達し、早急な対応が必要となりました。

事業内容の再構築については全公連において検討していた法定事業、関連事業を主体とした事業内容を分析、再構築し申請中の各協会が実情に合わせて一部を変更することとしました。再検討には各協会の事業内容の詳細が必要なことから、岩手協会、静岡協会の事業内容の聞き取りに加え長野協会の事業内容を加味してモデルを作成し、愛媛協会にもその情報をフィードバックして各協会の自主性を尊重しながら、後続の各協会の申請にも役立つ理論構成が完成しました。

平成23年度の全公連総会において提示した公益目的事業の概要は次のとおりです。

【公益目的事業】

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業(法定事業)

この内容については事業の具体的流れを記載し国民の権利を保護するのに相応しい専門性を担う組織であることを分かりやすく解説をしたもの(公益目的事業であり協会社員の共益事業でないことを明確にする。)

(2) 地図整備の促進に係る受託事業(関連事業)

14条地図作成の具体的隘路の解決と国民の権利の明確への寄与とその内容

(3) ○○○○事業(自主事業)

ここは自主事業として法定事業、関連事業の活動を行う結果としてどのような事業を行っているか具体的事例又は法定事業、関連事業の活動を適正・迅速に行うために行っている事業の具体例等を持って記載する。

例：地図整備事業に伴う境界標埋設事業、公共基準点設置事業(登記基準点含む)、境界や公共嘱託登記に関する知識普及啓発事業、登記の現状に関する情報提供事業、官公署の未登記処理事業等

これらが全て法定事業・関連事業を構成し、国民の不動産に関する権利の明確化のために行われている事業であり、どれ一つたりとも欠けては協会の公益性に疑問符がついてしまうという厳しい内容で、この公益事業の概要の作成に当たっては、もう一度協会の意義について検討したばかりでなく、協会(土地家屋調査士そのもの)の将来に対しての指針を示しているものであります。

内閣府に申請した3協会については、公益認定等委員会事務局より指摘等を受けた事項について申請中にも関わらず社員総会を数度開催し、あらゆる対応をしていただくと共に、府県に申請していた各協会に対しては、「(内閣府に提出した新しい理論構成による)公益目的事業の審議が公益認定等委員会では了解されるまでは静観を願いたい。」との要請により心ならずも申請の取下げをお願いしたところ、各協会とも快く取下げをしていただき、公益認定等委員会において良好な環境で事業の公益性についての検討をしていただけた状況が築け、同年8月5日に岩手協会が第1号の認定の答申を受け、9月16日には静岡協会、そして10月7日愛媛協会と続き、協会

の事業における公益性については、一定の定義が確定したものと自負しております。

その後、認定及び答申を受けた各協会の公益目的事業については、概ね同じ構成にて作成され、内閣府のみならず道府県の申請についても大きな検討課題を負わされることなく推移しており、現在に至っています。まだ全ての協会の移行が完了した訳ではないので、要請に応じて今後も認定が得られるまでのサポートをさせていただく所存ですが、公益法人認定のためにご尽力いただいた全ての方々と、全公連を信じてついてきていただいた全ての協会に紙上を借りて感謝の意を表し、中間報告とさせていただきます。

■ 会議経過及び会議予定

1月11日	全法務省労働組合2013年新春旗開き
1月16日	平成25年新年賀詞交歓会
1月16～17日	第16回正副会長会議
1月31日	衆議院議員塩崎恭久第15回21世紀

問題懇話会セミナー

1月31日～2月1日	第17回正副会長会議
2月1日	第5回地図作成研修実施委員会
2月12日	衆議院議員漆原良夫君を囲む激励の会
2月18～19日	第7回理事会
2月19～20日	第2回研修会
2月23日	鈴木洋美氏黄綬褒章受章記念祝賀会
2月24日	民主党2013年度定期大会
3月4～5日	第18回正副会長会議
3月4日	第7回IPU委員会(委員長及び副委員長、事務局長打合せ)
3月18日	全調政連第13回定時総会及び懇親会
3月18～19日	第8回IPU委員会(委員長及び副委員長、事務局長打合せ)
4月16日	第1回監査会
4月16～17日	第1回理事会
6月3～4日	第2回理事会
6月4～5日	第28回定時総会

編集後記

「獺祭」(だっさい)

フランスで「SAKE」を紹介するイベントが近年数多く開催されて好評を博しているとテレビで報道がありました。その中でフランスのソムリエは、「日本酒はワインと同じで種類も多く、いろいろな温度で楽しめるのはうれしい。」日本の杜氏は、「ソムリエと日本酒とワインの「ダッサイ」について話がはずんだので販売に自信を持てた。」と話をしておりました。

赤ワインは渋みが出過ぎないように普通は冷やさず、白ワインは酸味を味わうように冷やして、スパークリングはきりっと冷やして飲みます。

日本酒は、吟醸酒やしぼりたては冷やして飲みますが、本醸造やひやおろしは燗をしますし、「燗上がりする酒」といって、ぬる燗にするとおいしい酒があります。これでワインより飲み方が豊富な日本酒は勝っていると自己満足をしたところですが。

杜氏の「ダッサイ」に話がはずんだということが気にかかりまして辞書を引きましたら「獺祭」と書い

て、カウソウが自分の獲った魚を並べて楽しんでいることがお祭りをしているように見えるからだと載っていました。

杜氏とソムリエが、目の前にワインと日本酒を並べて飲み比べしながら、さぞかしお酒の話が弾んだことだろうと思いつかせることができましたし、新しい言葉も覚えさせていただきました。

「獺祭」といえるかどうかわかりませんが、この前変わった味わい方をしましたのでご紹介します。味をはずした安いワインに、もっと香りをつけたらどうかと杉の割りばしを入れて栓をして10分程おいで飲んでみました。また、甘めの味の濃い日本酒を余してしまいましたので冷凍庫で凍らせて翌日に飲む前に同じ酒を少し注いでシャーベットにして食べてみました。

皆さんも機会がありましたら試してみてください。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連特定認証局」）が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

日調連特定認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意願います☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

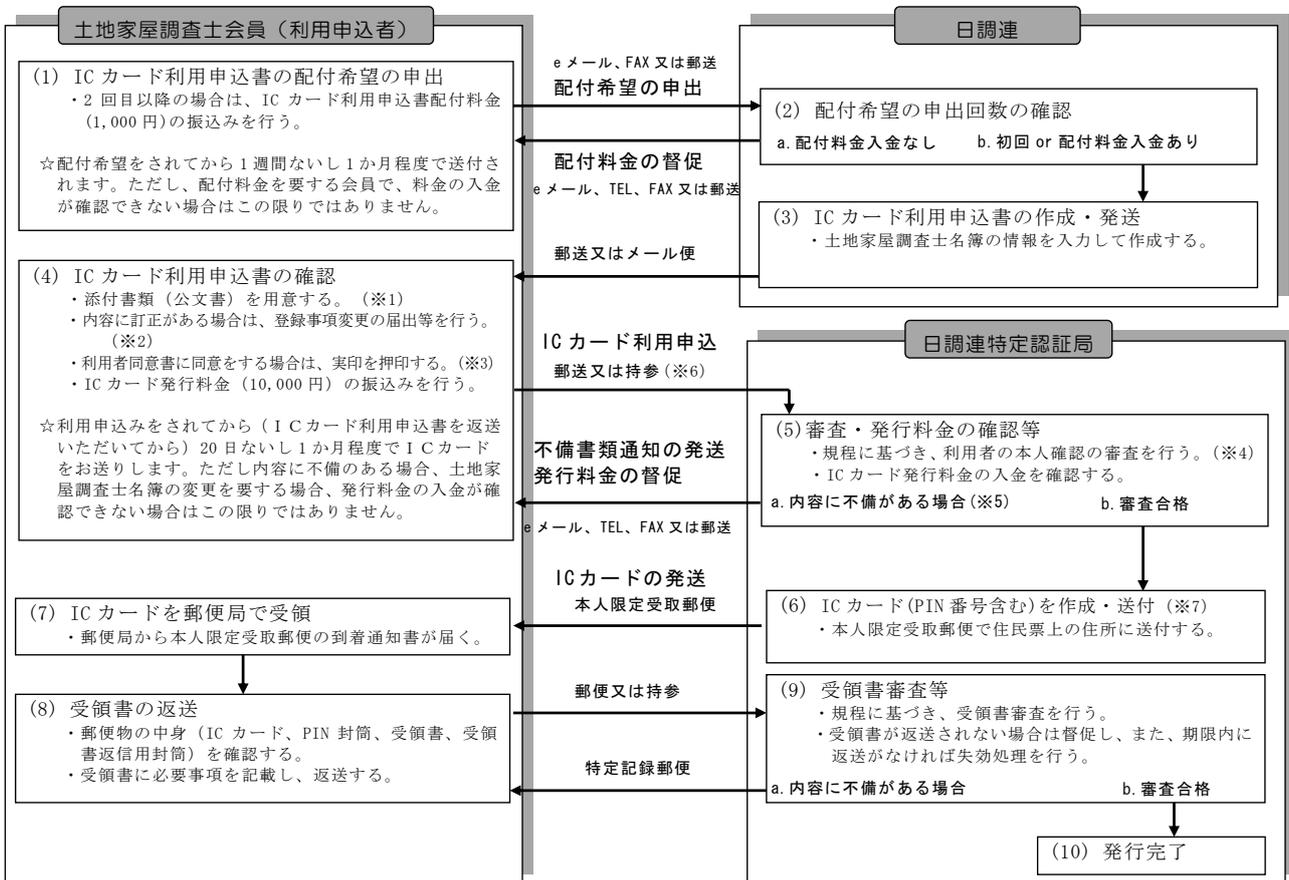
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

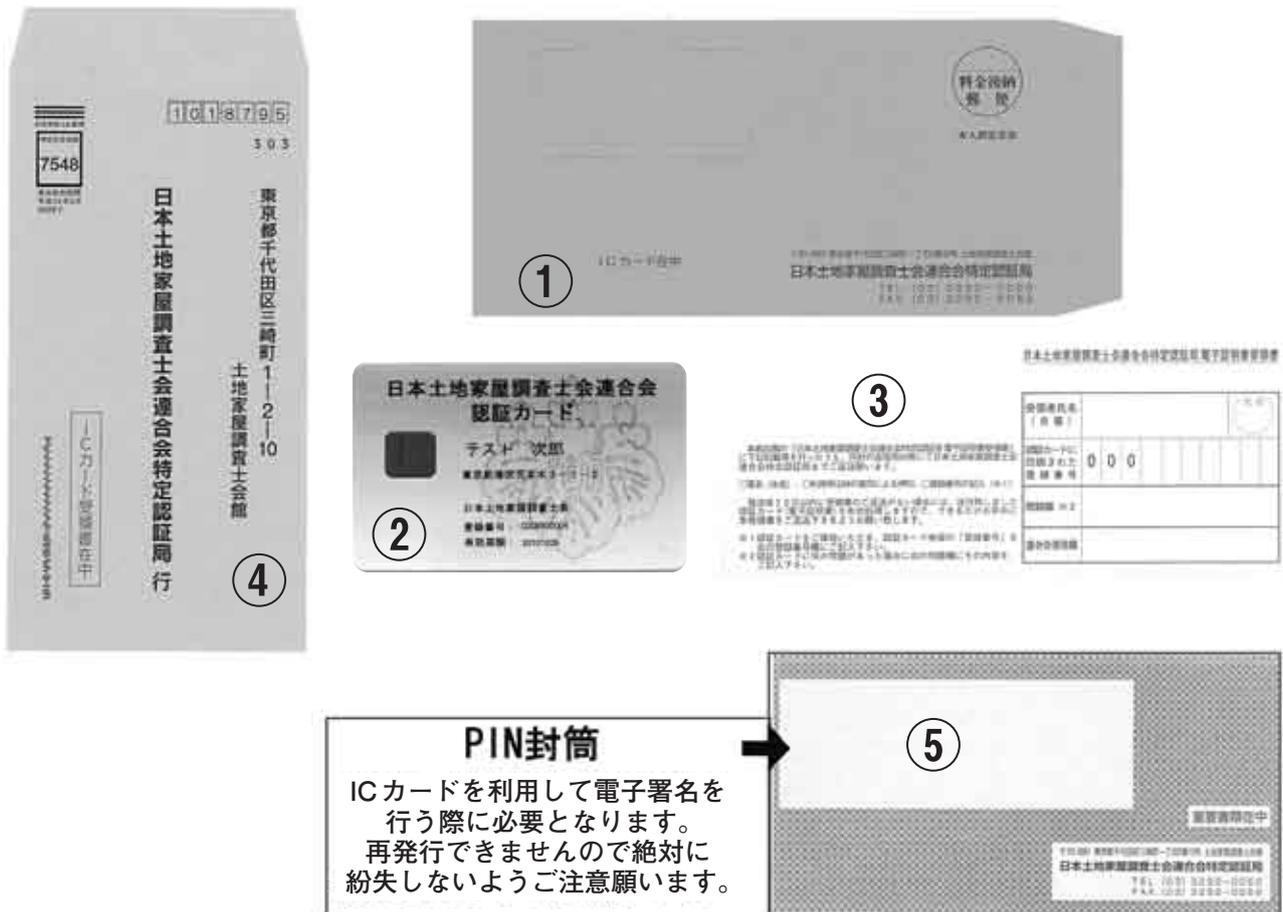
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成25年2月末日現在で累計22,241枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二

- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		